

住民説明会（第16回）

日時：平成27年4月19日（日）10：30～12：30

場所：大阪会館

（司会）

定刻になりましたので、ただいまから特別区設置協定書についての住民説明会を開催いたします。わたくしは本日司会進行をさせていただきます、大阪府市大都市局の課長で片岡と申します。よろしくお願いいたします。続いて、本日の出席者です。大阪府市大都市局長の山口でございます。

（山口大阪府市大都市局長）

山口です。よろしくお願いいたします。

（司会）

本日の説明者、部長の太田でございます。

（太田大阪府市大都市局制度調整担当部長）

よろしくお願いいたします。

（司会）

後ほど市長と区長が到着いたします。では、まず開会にあたりまして、大阪府市大都市局長の山口よりご挨拶申し上げます。局長、よろしくお願いいたします。

（山口大阪府市大都市局長）

皆さん、おはようございます。あらためまして大阪府市大都市局長の山口でございます。失礼して、この場からご挨拶をさせていただきます。本日は本当にお忙しいなか、またお足元の悪い中、特別区設置協定書についての説明会にお越しをいただきまして本当にありがとうございます。また、平素から大阪市政の推進につきまして格別のご協力を賜っておりますことに対しましてこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。

この説明会は先月3月13日に大阪市会で、3月17日に大阪府議会でこの特別区設置協定書が承認をされまして、来たる5月17日に大阪市における特別区の設置についての住民投票が行われます。このことから、法律名は大都市地域における特別区の設置に関する法律という、こういう法律ですけれども、この法律に基づいて大阪市長が行う説明会でございます。したがって、後ほど橋下市長も出席をさせていただきます、皆様に直接説明をさせていただきたいというふうに考えておりますけれども、まず事務局の方から皆様に、

皆様のお手元にお配りをしておりますパンフレット、これに基づきまして特別区設置協定書、すなわち新しい大都市制度の内容について説明をさせていただきたいと考えております。

ただ、最初にお断りを申し上げておかなければなりません、この特別区設置協定書に記載されている内容、これについては例えば住民サービスをこのように充実しますということでありますとか、あるいは新しいまちづくりをこのように進めていきますとかいった、いわゆる地域の将来計画といったそういう内容のものではございません。

特別区設置協定書は住民サービスをどうしていくのか、あるいは新しいまちづくりをどう進めていくのか、それを決める自治体ですね、いわゆる役所の仕組みそのものをどのようにしていくのか。そういうことを記載しているのがこの特別区設置協定書ということになります。具体的には現在の人口 270 万人の政令市である大阪市を、35 万人から 70 万人の 5 つの特別区とし、皆さんに選ばれた公選の区長、区議会を設けること、そういうこと。

もう 1 つは今まで大阪市と大阪府が両方で担ってきた大阪全体に関わる広域行政といわれる分野が役所の仕事の中であるのですけれども、そういう広域行政という分野を大阪府に一元化するという、まさに自治の仕組みそのものをどうしていくのか。つまり、これから皆様にサービスを提供する役所の内容、役所の仕事をどのようにしていくのか。こういうことを記載したものでございます。そういう意味では、今までにない初めてのものでございますし、馴染みのない行政用語もたくさん出てきて、ご理解をいただくことは本当に難しい部分もあろうかというふうに思っております。

また、本日は 2 時間という限られた時間ではございますが、皆様方の住民投票に際してのご判断の一助となりますように、われわれはできるだけ、できる限り分かりやすい説明に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

それと、最後に、ご入場の際には金属探知機での検査ということで非常にご不自由なり、あるいはご不快に思われた方もおられるかと思えますけれども、ご容赦をいただくことをお願いいたしまして、また、来たる 5 月 17 日の住民投票には必ず投票に行ってくださいようお願いを申し上げます。本日はどうかよろしくお願いいたします。

(司会)

この後、パンフレットを使つての事務局説明を概ね 30 分行った後、スライド等を使って市長からの協定書の説明、残りの時間で質疑応答を予定しており、12 時 30 分の終了といたします。会場内では携帯電話、スマートフォンは電源をお切りいただくかマナーモードに設定の上、通話をご遠慮いただくようお願いいたします。お手持ちの傘は必ず椅子の下、足元に置いてください。本日の説明会はネット中継用と記録用にビデオカメラで撮影しておりますので、ご了承ください。お配りしている「皆様へのお願い」にお示ししております

すが、進行の妨げになるような行為、他の来場者の方々にご迷惑になるような行為はご遠慮ください。注意しても迷惑行為をおやめいただけない場合はご退出いただくことがありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。限られた時間の中で円滑に説明会を進めるために皆様のご理解、ご協力が必要となりますので、何卒よろしくようお願い申し上げます。

本日の資料ですが、説明会パンフレット、A3の1枚もの、A4の1枚ものの3種類です。資料のない方、足りない方は恐れ入りますが挙手の上、お近くのスタッフにお声がけください。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、まず、39ページものの説明パンフレットを使って事務局よりご説明申し上げます。太田部長、よろしくお願いいたします。

(太田大阪府市大都市局制度調整担当部長)

よろしくお願いいたします。それではこの説明パンフレットに基づきまして特別区設置協定書についてご説明を申し上げます。失礼します。座って説明をさせていただきます。

まず、お開きいただきまして3ページから4ページにわたって見開きの「協定書のイメージ」こちらをご覧ください。左側に「現在」ということで記載をしております。国におきまして、大阪市などの大都市におけます住民自治の拡充あるいは二重行政の問題、こういったことが議論をされているところです。

具体的には、大阪市で申しますと、一人の市長で270万市民の皆様の声にきめ細かに対応するのは難しく、それぞれの地域の実情を汲んだ施策展開よりも、市一律の住民サービスが行われているのが現在の状況でございます。

また、大阪市と大阪府の両方が広域機能のこの点線枠に記載をしておりますような、産業ですとか港湾などの事業を全域に都市化が進んでおります狭い大阪府の中でそれぞれ別々で行っている状況です。

これをページの真ん中から右側に記載をしておりますように、産業、港湾などのこういった広域機能を大阪府に移す。これら広域機能を大阪府に一元化することで、大阪都市圏の広がりを踏まえ、大阪トータルの観点から大阪の成長、都市の発展などを推し進めていくものです。

そして、これら広域機能以外の、住民の皆様にも身近な福祉や教育などの仕事を担います基礎自治体として、35万から70万人の5つの特別区を新たに作るものです。

これによりまして、市長に任命された職員区長ではなく、住民に選ばれた5人の区長、区議会のもとで、住民の皆様の声をより身近に聞きまして、市一律でない地域の実情や住民ニーズに応じたサービス提供を行っていくものです。

これが、これから説明をいたします協定書のベースとなる基本的な考え方でございます。

それでは、順次、特別区設置協定書の内容についてご説明いたします。6ページをお開きいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

特別区設置協定書の内容のご説明に先立ちまして、基本的な用語の意味といたしまして、「特別区」「特別区設置協定書」についてご説明申し上げて、引き続いて「今後のスケジュール」をご説明いたします。

まず、上の「特別区とは」をご覧ください。「特別区」は、市民の皆様による選挙で選ばれた区長、区議会議員で運営されることになり、自ら税を徴収し、予算を編成して、それぞれの区ごとに独自の施策を行うことができるものです。

これに対しまして、現在皆様がお住まいの区は「行政区」といいますけれども、区長は市長が任命をする職員でございまして、区ごとの議会はございません。また、自ら税を徴収し、予算を編成するなどの権限も持っておりません。

その下の中ほど、「協定書とは」をご覧ください。

特別区設置協定書は、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づきまして、特別区が設置される日、5つの特別区の名称と区域、「特別区」が担う仕事と「大阪府」が担う仕事がどうなるかなど、特別区の設置に際して必要となる事項を記載したものでございます。

次にその下、「今後のスケジュール」についてご説明いたします。

特別区設置の賛否を問います住民投票につきましては、5月17日の日曜日に大阪市民の方を対象に実施をされます。

この住民投票で、特別区設置について賛成の票数が有効投票の半数を超える場合は、平成29年4月に特別区が設置されることとなります。

反対の票数が有効投票の半数以上の場合は、特別区は設置されません。

次に、協定書ができるまでの背景・経緯について、7ページをお開きいただきまして、こちらの方で説明をいたします。中ほどの囲みをご覧ください。

平成24年4月から、大阪府と大阪市の条例に基きまして「大阪にふさわしい大都市制度推進協議会」を設置をしまして、国に先駆けて、大阪から、大阪にふさわしい大都市制度について議論を行ってまいりました。

その下の中ほど、参考をご覧ください。こうした中、平成24年8月には、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」、いわゆる「大都市法」が制定をされました。

7ページ下の囲みをご覧ください。

この「大都市法」の規定に基づきまして、平成25年2月に「大阪府・大阪市特別区設置協議会」が設置をされました。23回にわたって議論を行い、平成27年1月に協定書案が取りまとめられたところです。

その後、2月に総務大臣から協定書案について「特段の意見はありません」との回答をいただき、3月には府と市の両議会において承認されたところでございます。

続きまして、協定書の具体的な内容についてご説明をいたします。8ページ上側の「特別区の設置の日」をご覧ください。先ほど申し上げましたように、住民投票で特別区設置について賛成の票数が有効投票の半数を超えた場合は、平成29年4月1日に、現在の大阪

市域に5つの特別区が設置されることとなります。

続いて、その下の「特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数」について、ご説明をいたします。「5つの特別区の名称、区域、本庁舎の位置、議員定数」について、中ほどに地図と表をお示ししておりますので、ご覧ください。

まず、特別区の名称につきましては、「大阪府・大阪市特別区設置協議会」において、サンプルで分かりやすい名称ということで、北区・東区・南区・中央区とされたところです。なお、湾岸区につきましては、ベイエリア地域としての将来性を考え、湾岸区とされたところです。

それぞれの特別区の区域につきましては、この特別区設置協議会におきまして、それぞれの区が歩んでまいりました歴史や住民の皆様の移動・交流手段となります鉄道網の状況、住民の皆様身近なサービスを将来にわたって安定的に担うに足る人口規模・大きさを備えているかなどの観点から、それぞれ地図に色分けをいたしておりますエリアと決定されたものです。

なお、住之江区につきましては、咲洲・南港地域は港湾関連施設との一体性などから湾岸区、それ以外の区域は、町会や小中学校区などの住民のつながりを踏まえ、南区となったところでございます。

次に、本庁舎の位置でございますが、特別区設置協議会において住民の皆様からの近さや交通の利便性などの観点から、北区は現在の大阪市役所本庁舎、湾岸区は現在の港区役所、東区は現在建て替え中の城東区役所、南区は現在の阿倍野区役所。

中央区につきましては、知事、市長及び議員から構成されます特別区設置協議会の議論による総合的な判断によりまして現在の西成区役所となっております。

各特別区の区議会の議員の定数につきましては、現在の大阪市会のトータルの議員数と同じ86名を、北区が19、湾岸区が12、東区が19、南区が23、中央区が13人と割り振る形で決まったところでございます。また、議員報酬につきましては、市の条例に規定をいたしません報酬額の3割減となっております。

一番下の枠囲みの「ひとくちメモ」に、現在の24区役所等の扱いを記載しています。現在の24区役所及び現在の出張所等はすべて特別区の本庁舎や支所等として残り、現在の窓口業務などを行うこととしています。住民の皆様利便性が損なわれることはございません。

お聞きいただきまして、9ページから13ページにかけて、各特別区の概要として、それぞれの特別区の区域、本庁舎、区議会議員の定数などを記載しています。

あわせて本庁舎とともに、支所等についてもその位置を示しております。引き続き、現在の区役所等が支所等として残るものです。

また、一番下に主要な統計数値を掲載することで、それぞれの区がどういったものになるかを示しているところです。

まず、9ページの北区の概要で申します。現在の大阪市役所が本庁舎、現在の都島、北、

淀川、東淀川、福島の各区役所、そして、現在の東淀川区役所出張所が支所等として残ることになります。

また、北区は一番下に記載の主要統計の昼夜間人口比率を見ますと153%と、住んでおられる方々より通勤などで通っておられる方々が多い特性を示しております。また、15歳から64歳までの生産年齢人口が69.4%と高い数値になっています。さらに、上の地図からも、都心へのアクセスも充実し、大阪経済の中核機能を担うビジネス都市としての性格が強い特別区と言えます。

10 ページの湾岸区の概要で申しますと、現在の港区役所が本庁舎、現在の此花、大正、西淀川の各区役所、そして住之江区役所南港ポートタウンサービスコーナーが支所等として残ることになります。また、湾岸区は、下に記載の主要統計の工業出荷額が1兆2,000億円と、5区の中でもっとも大きなものとなっています。上の地図から見ても、大きく海に開かれ、国内屈指の国際貿易港である大阪港を有し、西日本の物流拠点としての機能を担っております。こうした工業の集積、高い港湾機能にウォーターフロントとしての魅力を兼ね備えた特別区と言えます。

お開きをいただきまして、11 ページ、東区の概要で申しますと、現在建設中であります城東区役所が本庁舎、現在の東成、生野、旭、鶴見の各区役所が支所等として残ることになります。

また、東区は下に記載の主要統計の年齢別人口比を見ますと、15歳未満が12.7%、65歳以上が23.6%とそれぞれ高くなっております。子育て世代や高齢者の皆さんが多く住む地域であることが分かります。あわせて、多くの中小企業が集積した地域でもあり、地域コミュニティに根ざした定住魅力と多くの中小企業の立地という特性をあわせ持った特別区と言えます。

12 ページ、南区の概要で申しますと、現在の阿倍野区役所が本庁舎、現在の平野、住吉、東住吉、住之江の各区役所、そして東住吉区役所矢田出張所、平野区役所加美出張所などが支所等として残ることになります。

また南区は、一番下に記載の主要統計の年齢別人口比を見ますと、東区と同じように、15歳未満が12.9%、65歳以上が24.4%とそれぞれ高くなっておりまして、子育て世帯や高齢者の皆様が多く住む地域であることが分かります。あわせて、あべのハルカスをはじめ、新しい商業施設や学生が集います大阪市立大学、住吉大社なども歴史ある神社、環濠集落など歴史と新しいものが融合した都市魅力と定住魅力のある特別区と言えます。

お開きをいただきまして、13 ページ、中央区の概要で申しますと、現在の西成区役所が本庁舎、現在の中央、西、天王寺、浪速の各区役所が支所等として残ることになります。

また、中央区は一番下に記載の主要統計の商業販売額が18兆8,000億円と5区の中では最も高く、国内の都市の中でも有数の金額を誇っております。また昼夜間人口比率が237%と極めて高く、さらに高等学校、大学などの教育機関が多く立地する、多くの人が集まる西日本屈指のビジネス、商業が盛んな特別区と言えます。こうした各区それぞれの特性を

踏まえまして、特別区それぞれの実情や住民ニーズに応じたサービスを最初の協定書のイメージで申しあげましたように5人の区長、区議会のもとで提供していくことになるものがございます。

次に14ページ、町の名称についてでございます。現在の行政区の名称、これにつきましては地域の歴史ですとか文化を踏まえ、長年使用されてきたものです。特別区の町名を定めるにあたりましては、原則、新たに設置をいたします特別区の名称と現在の町名の間に現在の行政区名、これを挿入することを考えております。

具体的に申し上げますと、本日の会場は中央区にございますので、新しい中央区で申し上げますと、例えば西成区岸里を中央区西成岸里、天王寺区上本町を中央区天王寺上本町、浪速区日本橋を中央区浪速日本橋、あわせて現在の中央区と西区につきましては、例外的に現在の行政区名を挿入せずに、本日の会場でしたら中央区本町にありますますが、これはそのまま中央区本町、西区南堀江でしたら中央区南堀江ということで考えております。

今後、一番下の「ひとくちメモ」にございますように、特別区の設置が決まった場合には、例えば町単位で現在の町名の前に行政区名を追加するかどうかと市民の皆さんのご意見をお聞きして決定してまいります。

続いてお聞きいただきまして、15ページ「特別区と大阪府の事務分担」をご覧ください。ここでは、特別区と大阪府が行ないます事務、これは一応仕事ということで申し上げますが、この役割分担を示しております。

この仕事の役割分担が特別区のしくみづくりの根本となるものでございます。仕事に応じまして後ほど説明をいたします職員体制、つまり人をどうするのか。あるいは、特別区と大阪府でどのように税源、つまりお金を配分し、調整するのかなどが決められているということでございます。

まず、「基本的な考え方」をご覧ください。現在、大阪市では保育や保健所、小中学校などの住民の皆様にも身近な仕事とあわせて広域交通基盤の整備や成長分野の企業支援などの広域的な仕事も行っています。この広域的な仕事の部分について、大阪府との間で二重行政の問題といったことが言われております。この広域的な仕事を大阪府に一元化して、国で議論がなされておりますいわゆる二重行政の問題を解消し、大阪府が大阪全体の成長などに関わる仕事を行うことにします。そして、特別区では選挙で選ばれました区長、区議会のもと、先ほど説明申し上げたそれぞれの区の特徴などに応じまして住民の皆様にも身近なサービスが提供されることとなります。

大阪府と特別区で仕事をきっちり分けて役割分担を明確化するというところでございます。これまで、大阪市が大阪府と同様に担ってまいりました交通基盤整備などの広域的な仕事は大阪府で担うこととなります。したがって、特別区は住民にも身近なサービスを担うことになり、大阪府と同様の広域的な仕事の負担を負うことはなくなるわけです。

現在、大阪市が行っております仕事は、大阪府と特別区が行うこととなります。その際、大阪市の仕事の引き継ぎにあたりましては、現在の大阪市のサービス水準は維持されるこ

ととなっています。つまり、現在大阪市が行っています仕事の担い手が大阪府と特別区に変わりますが、現在の大阪市のサービス水準は変わるものではございません。

次にお開きいただきまして、17 ページ「職員の移管」「特別区の職員体制」、これをご覧ください。こちらでは特別区と大阪府の職員体制に関する考え方を示しています。

上の「基本的な考え方」に記載しておりますとおり、特別区と大阪府は仕事の役割分担に基づきまして、それぞれがきっちりサービスを提供できるよう最適な職員体制を整備していきます。

中ほど以下の「職員の移管（イメージ）」をご覧ください。平成 29 年の特別区設置をする直前の職員数は大阪市と大阪府をあわせた概数で左下に記載のとおり、7 万 7,100 人と見込んでおります。その右側の記載ですが、特別区設置当初には特別区、一部事務組合、大阪府の合計で 7 万 7,300 人に増える見込みとなっています。これは、今の大阪市の職員構成におきまして技能労務職員が非常に多く増えており、特別区の職員体制を整備するにあたり、技能労務職員以外の事務職員等を増員する必要があると見込んでいるものでございます。その後の行政改革などにより、職員の効率化を進め、同じく概数で 7 万 5,600 人になると見込んでおります。

次にその隣の 18 ページで「特別区の行政組織（イメージ）」を示しています。組織の名称、これにつきましてはあくまでイメージということで仮称ではございますが、5 つの特別区において選挙で選ばれた区長のもと、危機管理や教育などの部局を備えました行政組織が整備をされまして、地域の実情に応じ独立した自治体運営がなされることになるのです。また、これまでの区役所などで担ってまいりました住民サービスの窓口は特別区になっても現在の 24 区役所や出張所等で引き続き行いますので、住民の皆様の利便性が損なわれることはございません。

続いてお開きいただきまして、19 ページをお願いいたします。「税源の配分・財政の調整」についてご説明をいたします。まず、一番上側のところをご覧ください。税源の配分とは、税金の種類ごとに特別区の税金なのか、大阪府の税金なのかを決めることとございます。また、財政の調整とは、先ほどご説明いたしました仕事の役割分担に応じまして、それぞれがきっちりサービスを提供できるよう必要な財源、これからはお金ということで申し上げますが、これを特別区と大阪府に分けることとございます。あわせて、各特別区に配るときには、特別区ごとに収入に大きな差ができないように調整することとございます。

「基本的な考え方」に記載をしておりますが、財政調整を行うことで、各特別区で子育て支援や児童相談所など必要なサービスが提供できるお金を確保いたしまして、各特別区間の税収入の格差ができるだけ生じないようにいたします。これにより、お金の面からもサービス水準が維持されるものです。あわせて大阪府には大阪市から移される大阪城公園のような大規模公園や広域的なまちづくりなどの仕事に応じたお金を配分いたします。これはあくまで、市から大阪府に移されます仕事に必要なお金が配分されるということとございまして、大阪市から大阪府にお金だけ移るということではございません。

その下の枠囲みをご覧ください。これら特別区と大阪府に配分いたしますお金は、大阪府の特別会計で管理をいたしまして、その配分割合については特別区設置後3年間は毎年、その後は概ね3年ごとに大阪府・特別区協議会で検証をいたします。その際、大阪府が受け取るお金につきましては、大阪市から移される仕事に使われているかどうか、これを検証いたします。

その下の「特別区の財源（イメージ）」をお願いします。皆様から納めていただく税金につきましては、大阪市から大阪府に移された仕事に使用されるものを除き、特別区のサービスに使われることとなります。そのイメージを表したものでございます。

次をお開きいただきまして、21 ページ「大阪市の財産の取り扱い」についてご説明をいたします。ここでは市民の皆様が日頃から利用されておられる施設をはじめ、現在大阪府が持っております株式など、様々な財産が特別区に引き継がれるのか、大阪府に引き継がれるのかを記載をしております。

「基本的な考え方」に記載をしておりますが、まず、学校や公園など住民サービスを進めるうえで必要な財産は先ほどご説明いたしました特別区と大阪府の仕事の役割分担に応じ、それぞれ引き継がれることとなります。これまで大阪府が提供してまいりましたサービスをこれからは特別区と大阪府が提供していくこととなります。サービスの提供者が変わるということで、市民の皆様が日頃から利用している施設が使えなくなるということではございません。これまでどおり使えるものでございます。

次に、株式や大阪府が様々な目的のために積み立ててきておりました基金、いわゆる貯金などにつきましては、大阪府が担う仕事にどうしても必要なものを除いて特別区に承継されることになるものです。

その下の枠囲みをご覧ください。例えば、高等学校などの財産は大阪府に引き継がれますが、将来それらの大阪府の仕事が終了した場合にその財産をどうするのか、その取り扱いにつきましては大阪府・特別区協議会で協議をいたします。その際には、もともと市民の皆様が築き上げてきた財産であることを充分踏まえて考えていくことになるものです。

次に 23 ページ、お開きいただきまして「大阪市の債務の取り扱い」についてご説明をいたします。ここでは大阪府がお金を支払う義務、つまり債務をどうするのかを記載をしております。債務の主なものは大阪市債、いわゆる借金でございます。「基本的な考え方」に記載をしておりますように、大阪市債は大阪府が引き継ぎ、その返済費用は仕事の役割分担に応じ、大阪府と特別区が負担をいたします。大阪府と特別区の負担額は、先ほど、ご説明いたしました財政調整などによって必要な財源が確保されるものです。これによりまして、これまでの債務は確実に返済をされます。

次に 24 ページ。「一部事務組合、機関等の共同設置」、これについて説明をいたします。上段にありますが「一部事務組合、機関等の共同設置」とは5つの特別区が連携して、効果的、効率的に仕事を行う仕組みのことでございます。

一部事務組合につきましては、5つの特別区の区長や区議会議員がメンバーとなって運

営されるものです。こうした取り組みを使って、大阪府内でも 31 の一部事務組合が様々な仕事を行っておりまして、長年にわたって安定的に運営をされてきています。今回 5 つの特別区が一緒になって作るこの一部事務組合で行います仕事は、平成 30 年に都道府県に移す内容の関係法案が国会で議論されています国民健康保険事業や 1 つに集約をして処理することが効率的なコンピューターシステム、そして、中央体育館の管理、こういったものがございます。あくまで特別区が担う仕事は各特別区において行うことが原則でございます。一部事務組合で行う仕事は、特別区の全ての仕事のうち約 7% となっております。

次にお開きいただきまして 25 ページをご覧ください。「大阪府・特別区協議会」についてご説明をいたします。「大阪府・特別区協議会」とは、大阪府と特別区が特別区において必要な住民サービスを提供できるよう話し合う場のことでございます。

中ほどの「大阪府・特別区協議会のすがた」をお願いします。東京にも同様の協議会がございまして、メンバーは東京都知事、副知事と職員に 23 区長の中から選ばれました 8 人の区長となっております。これを大阪では大阪府知事と 5 つの特別区の全ての区長を基本メンバーといたします。

そして、これまで説明してまいりました特別区の仕事に必要なお金の確保、配分や大阪府が引き継ぎます財産について大阪府の仕事が終了した場合にどう取り扱うかなど、特別区にとって大事なことについて話し合っていくことにしております。あわせてこれも東京にはない仕組みですが、スムーズな調整を図るため有識者などで構成をいたします第三者機関を設けることとしております。

26 ページをお願いします。「各特別区の長期財政推計（粗い試算）」についてご説明いたします。上の推計の目的、位置づけ、まとめをご覧ください。この財政推計は現在の大阪市のサービスを前提に特別区を設置した場合に、5 つの特別区それぞれの財政運営が可能かどうかを検証するために作成したものです。

この推計は税収の伸び率など、一定の前提条件を設けた上で行った粗い試算であることから、それぞれの数値につきましては相当の幅を持って見ていただく必要がございますが、推計結果からは特別区の財政運営は充分可能ということになっております。

その下の枠囲みに記載しておりますが、特別区全体をあわせた推計は下のグラフにあるとおりでございます。財源活用可能額、これは使うことができるお金の額という意味でございますが、それぞれ額が徐々に拡大をしまして、平成 45 年度には棒グラフにありますように約 292 億円、29 年度から 45 年度までの累計では折れ線グラフにありますように約 2,762 億円となる見込みでございます。こういった財源活用可能額を利用いたしまして各特別区では今までの仕事を拡充したり、サービス水準を良くしたり、住民の皆様が必要としている新しいサービスを行うことができるものです。

次の 27 から 29 ページにつきましては、5 つの特別区、各それぞれ財政推計を示しておりますので、またご覧おきください。

最後に 31 ページと 32 ページをお開きください。皆様からよくいただいておりますご質

問とそれに対するお答を載せさせていただいております。よくある質問といたしましては、特別区になっても住民サービスは維持されるのか。これまで納めていた税金や水道料金などは高くなるのか。これまでの地域のコミュニティや地域の行事などはなくなるのか、今ある区役所がなくなるのか、町名は変更になるのか、運転免許証や国民健康保険証などの住所変更の手続きはしないといけないのか、特別区の設置後に区名や町名を変更することはできるのか、大阪府は大阪都に名称が変更になるのか、こういったものを記載していません。こういったご質問に対しまして、それぞれ回答を記載しておりますので、後ほどご覧をいただくよう願います。私からの説明は以上でございます。

(司会)

ここで、市長と区長が到着いたしました。ご紹介申し上げます。橋下市長でございます。中央区役所、柏木区長でございます。それでは、市長の方からスライド等を使ってご説明申し上げます。市長、よろしく願います。

(橋下市長)

今日は皆さん、このようにお集まりいただきまして本当にありがとうございます。日頃より大阪市政にご協力をいただきましてありがとうございます。本日は特別区設置、いわゆる大阪都構想について、大阪市役所の立場で説明をさせていただきます。着席をさせていただきます。

まず、冒頭になのですが、いろいろメディアで報じられているように、この説明会、橋下の一方向的な説明会だというような批判もあります。まず、自民党、民主党、公明党、共産党、いわゆる大阪都構想に反対している各政党の議員に参加を求めましたが、断られたという経緯があることをまずお伝えしておきます。自民党、民主党、公明党、共産党の各議員にいろいろ僕が言っていることについて疑問・問題があるという指摘があるのであれば、この場に来て議論をしましょうということを伝えたのですけれども、断られたという経緯があります。

それと今日の説明会は、皆さんに大切な5月17日の住民投票にあたっての判断材料を提供するということでありまして、大変申し訳ないのですが、違う、異なる意見を持っている人とこちらで議論をする場とはなりません。最後に質疑応答の時間を設けますが、まずはこの場においては、僕の方から先ほど大都市局が説明をしたいいわゆる大阪都構想、これをなぜ提案したのかという理由をしっかりと説明をさせていただきたいと思っております。その後、質疑応答に入らせてもらいます。

まず、大都市局の説明ですが、ちょっと僕、これから説明する内容にも関わってきますので、ちょっと正直お聞きしたいところがあるのですが、先ほどの大都市局の説明で十分わかったという方、どれくらいいらっしゃいますか。よく分かったと。お氣遣いなく、正直で結構です。そうですか。何となく分かったという人はどれくらいいらっしゃいます？

まだよう分からんわという人は？そうですか。さっぱり分からんわという人は？そうですか。すみません。

そうしたらちょっと説明をさせていただきます。まず、大都市局が説明をした、このいわゆるこの大阪都構想、こちらの説明書の中身については、これは手段であり、解決策です。手段であり、解決策。ここを間違ってしまうともう何がなんだか分からなくなります。では、これが手段だということであれば、何を解決するのか、目的は何なのか。ここが重要なのです。これは解決策ですから、何を解決しようとしているのか。これは手段ですから、どういう目的でこの手段というものを出したのか。そこが重要になってきますので、では、大阪における問題、この大阪都構想で解決しようとしている問題、まさにこれがこのいわゆる大阪都構想を提案した提案理由なのですけれども、そちらについてまず皆さんに説明をさせていただきます。

僕は大阪府知事の職を経験しました。そして今、現職の大阪市長です。知事と市長を経験して、大阪には重大な問題があると、そのような問題意識に至りました。重大な問題とは何かというと、大阪の役所、大阪府庁と大阪市役所なのですが、仕事の整理が本当についていないなあと、仕事の役割分担が全然できていないなあと、そういう問題意識に到ったのです。ですから、この大阪府庁と大阪市役所の仕事の整理をきちっとする役割分担をしっかりとやる、そのための解決方法がいわゆるこの大阪都構想です。大阪府庁と大阪市役所、仕事の役割分担ができていないことでどういう大阪にマイナスがあるのか。これはなかなか皆さんが日々暮らされている状況の中で、そういうことはあまりお感じになったことがないかも分かりませんが、その点について知事・市長の経験を基に説明をさせていただきます。

大阪府庁と大阪市役所の仕事がかきちんと整理できていない。役割分担がしっかりできていない、このことによって大阪に計り知れないマイナスが生じている。市民の皆さんに計り知れないマイナスが生じている。だからこれを解決するために大阪府庁と大阪市役所を一から作り直そうというのがこのいわゆる大阪都構想というものです。まさに、大阪府庁と大阪市役所の仕事、役割分担、これを整理するための解決策というふうにご理解いただければと思います。

では、大阪府庁と大阪市役所、仕事の整理がついていないということで、どういういろいろなマイナスなことが生じているのか。市民の皆様はどういうマイナスの負担が生じているのか。これ後ろはなかなか見えませんよね。ごめんなさい。後ろの方、前のプロジェクター見えないという方は手を挙げていただけますか。そうですか。途中も、プロジェクター見えないですよね？まったく見えないという方はどれくらいいらっしゃいますか。大変申し訳ないです。こちらの不手際で。隣の会場も空いてないですか？もし、大変申し訳ないですけれども、本当に申し訳ありません。こちらの不手際で大変申し訳ないのですが、ズレながら立っていただいても見えにくければ立って見ていただいても結構ですので、申し訳ありません。隣の会場の方も満席になっていますが、もし隣の会場の方が立ち見の

方で見やすいということであれば、またご移動をしていただければと思うのですが、本当申し訳ありません。この資料は大阪市役所のホームページに書かれておりますので、またそこでご覧になっていただければと思います。大変申し訳ありません。

こちら、二重行政というものです。大阪府と大阪市、これが同じような仕事をしていると。大阪府庁が、本当後ろの方、立って、後ろの方にご迷惑にならないような形で立って見ていただいても構いませんので。大阪府庁が大阪全体の仕事をするというのは皆さんもよくお分かりだと思います。これは当たり前です。大阪府庁が大阪全体の仕事をする。病院・大学・港・いろいろな研究所ですね。こちらは大阪全体の仕事。それは大阪府庁のもともとの仕事だから大阪全体の仕事をするのは当たり前。

問題はこちらです。大阪市役所も大阪の全体の仕事をやっているという、ここに僕は問題意識を持ちました。どういうことかと言いますと、例えば病院、これは都島区にある市立病院、今は独立法人になりましたが、都島区にある総合医療センターという素晴らしい病院があります。でも、これは素晴らしすぎて、市民以外の利用者、患者さんが5割。

要は周りの市町村からどんどん患者さんが来ているのです。

大学。市立大学、これも素晴らしい大学すぎて、学生のうち市民の割合は3割。7割が市民以外なのです。7割は市民以外。でも、全部市民の皆さんの税金だけでやっているんですけどもね。病院も同じです。5割は大阪市民以外の患者さんなのですが、全部市民の税金でやっています。

港。これもイメージできると思いますが、大阪港の港なんていうのは市民の皆さんだけが使っている港ではありません。ここに全国から世界から貨物が運ばれて、大阪全体、もっと言えば関西圏全体に貨物が運ばれる。まさに関西の港なのです。にもかかわらず大阪市民の税金だけでこれは仕事をなされています。

この市立環境科学研究所というものは皆さんの安心・安全を守る。例えば新型インフルエンザ対策とか、そういうものを行うことなのですが、皆さん、想像していただいてもお分かりのとおり、大阪でポンと新型インフルエンザが発生した場合には、大阪市内だけでとどまりません。大阪全体の安心・安全を担わなければいけないのです。それはこの研究所は大阪全体の安心・安全を担っているものなのです。

市立工業研究所というものは中小企業の支援をする研究所です。ただし、これも素晴らしい研究所すぎて、大阪市内の中小企業だけではなくて、大阪市の外の中企業のためにも一生懸命仕事をやっています。ただ、皆さんの市民の税金だけでやっていますけれど。

これらの仕事は皆さんの税金で、市民の税金で運営されているにもかかわらず、利用者、また利益を受ける人たちは大阪市民以外、大阪府民全体、もっと言えば関西府民全体が利益を受ける、そういういろいろな施設であるにもかかわらず、大阪市民の税金だけでやっていると。これは僕は問題意識の1つだと思っています。

それからよく話題になるワールドトレードセンタービル、WTCビル、南港咲洲にある256メートルのビルですけれども、あれは何のために建てたかといいますと、大阪のビジネス

拠点を作るといふことであのビルを建てました。そして、ランドマーク、グランドランドマークタワー、いわゆる大阪の象徴のビルとして 256 メートルのビルを建てました。これは何のためかという、これは大阪全体の経済活性化のためにこの 256 メートル、ワールドトレードセンタービル、ワールドトレードセンタービルですから、大阪市民のためのビルではないわけです。大阪全体の経済の活性化のために建てられた。すなわち、大阪市役所は大阪全体の仕事をやっている。ここに僕は 1 つの大きな問題点を感じています。この表にあるとおり、大阪の全体の仕事を大阪府庁と大阪市役所がそれぞれバラバラに別々にやっている。これが二重行政です。

よく言われるのは、二重行政は経費が無駄になっていると。経費が無駄になっているといふことを言われていますが、経費の無駄だけではありません。このような 2 つの同じような仕事、これを 1 つにまとめれば、会社でお勤めになられている方はお分かりのとおり、例えば重なる部門です、総務部門とか庶務部門とか経理部門とか、そういうところは経費節減になります。

この二重行政の無駄といふのは、どちらかを潰せるという話ではないのです。どちらかを潰せるという話ではありません。1 つにまとめた方がいいのではないかという話なのです。1 つにまとめると 1 つ目、経費が節減できる。これは当たり前です。2 つの組織が 1 つになると重なる部門を削減できますので、経費が削減できる。ただ、どちらかが潰せると、どちらかだけを潰せという話ではないです。経理部門とか、総務部門とか、そういうところを、重なるところをまとめれば経費が節約できるでしょう。

そして、経費の節減だけではないのです。二重行政といふのは、ここが一番問題でして、皆さん、例えば大学、府立大学と市立大学というものは何も大阪府と大阪市がバラバラにやる必要はなくて、1 つにまとめて 1 つの大阪の大学とすれば、公立大学とすれば、規模にして神戸大学以上になります。ですから、これからの大学も日本国内のみならず、世界でアジアの中でもそうです。もうアジアの各国、中国でも韓国でもシンガポールでもバンコクでもみんなそうですけれども、みんな大学間競争といふものが激しくなっているわけです。国内だけではありません。そういうときに府立だ、市立だと、大阪の中でそんなメンツを、プライドを、それもしょがないメンツやプライドだけで府立、市立だといふことをやるのではなくて、1 つにまとまって世界と勝負する大学にしてくれよといふのが二重行政をやめようといふのは大きな目的の 1 つなのです。単なる経費の削減ではないのです。

例えば、港もそうです。南港咲洲のいわゆる WTC ビルがある南港咲洲、あそこが大阪市の所管なのです。

そして、少し南の堺泉北港といふものが今度は大阪府の所管なのです。こんなの 2 つでやっている必要はないじゃないかと、1 つの港にして、もう大阪の港といふことで、世界から荷物を引っ張ってきてくれ、世界から観光客を引っ張ってきてくれ、日本の、西日本の貿易拠点になってくれ、2 つのこの大阪府と大阪市がそれぞれ別個に港をやるよりも、1

つにまとまった方がより競争力が強まって大阪の発展のためになるのではないかと、ということで僕はこういう二重行政をやめようという、やめないといけないというふうに思っているわけです。

この研究所も同じです。例えば新型インフルエンザ対策も大阪府と大阪市がそれぞれバラバラにやっている方が大阪の安全のためにならないでしょう。僕は知事のとときに新型インフルエンザ、これが大阪に上陸するかどうかで連日徹夜で対応にあたっておりましたけれども、このときも大阪市内は大阪市役所の担当、それ以外は大阪府庁の担当でもうバラバラなのです。感染症なんていうのは大阪府も大阪市も関係ありません。これはもう大阪全体でバツとまとめて対応しないとイケない。そのときには本当に僕これ、二重の弊害というものを感しました。これはもう、誰がいったい大阪の責任者なのだと。感染症がボンと大阪に上陸する。日本には来ていませんけれども、世界では問題になっているエボラ熱とか、ああいうものが仮に日本にボンと、大阪にバンと関空のところから入ってきたときに、大阪の安心・安全を担う責任者がどっちなのかはっきりしていません。大阪府庁なのか、大阪市役所なのか、知事なのか、市長なのか。すごくそこに僕は危険を感じました。だから一本化しないとイケない。市立工業研究所と、府立産業技術総合研究所、これは中小企業支援策ですけども、大阪府庁と大阪市役所がバラバラにやる必要ないですね。これも1つにまとまって、大阪全体の中小企業の試験研究機関とすれば、強力な研究所になると僕は思っています。

これはもうすでに東京は全部そういう形で1つにまとめています。東京の中で、東京府と何かということで、2つの同じ研究所を持ってバラバラでやっているようなところはありませぬ。全て病院も都立病院、大学は首都大学東京、港は都営、都の港、研究所も都営の都立の研究所になっている。強気に大都市東京の安心・安全、中小企業支援策、それから物流機能、大学、そういうことをしっかり支えているのが東京の姿なのです。

こういう二重行政ということ、大阪府と大阪市がそれぞれバラバラに大阪全体の仕事をやるのではなくて、1つにまとまった方が経費も削減できるし、もっと言えば大阪全体の発展のためになるのではないかと、大学も1つ、港も1つ、研究所も1つ、病院も1つ、ものすごく強力な施設、それから大学、港、そういうものになるのです。

皆さんがあとはどう考えるかです。これからは皆さんは、大阪市と大阪府はバラバラでやっていった方がいいのか。いや、やはり一本化していった方がいいのか。皆さんは実は大阪市民でもあり、大阪府民なのです。僕、大阪市議会の議論とかを聞いていて疑問に思うのは、大阪市、大阪市、大阪市の港が必要だ、大阪市の大学が必要だ、大阪の港が必要だ、大阪市の港がと言うのですけれども、皆さんは市民であり、府民でもあるので、別に市民だろうが、市立だろうが、府立であろうが、僕は関係ないというのは知事をやった経験から言えることです。皆さんは市民でもあり、府民でもあるわけですから、それが市立であろうが、府立であろうが、市営であろうが、府営であろうが、あまり皆様にとっては関係ない。ちゃんと仕事をやってくれればいいという、僕はそういうふうに知事をやった

経験から思います。

ただ、大阪都構想反対の人たちの考え方は、この大阪市の大学が必要なのか、大阪市の港が必要なのだということに大変こだわられています。実際、議会で僕が研究所を1つにまとめましょうよと議案を出しましたが、維新以外、自民・民主・公明・共産に反対をされました。大阪市は研究所を持っておくべきだということで反対をされました。港についても一本化の前提として共同で運営していきましょうよということを提案したわけですが、共同の運営も維新以外、自民・民主・公明・共産に否決をされました。大阪で持っておきたい、大阪で持つ必要があるという理由なのですが、僕はそれが理解できません。大阪市民、皆さん大阪府民でもあるわけですから、大阪全体で1つにまとまっていった方が強力なそういうものになっていくと感じております。そして、経費の節減にもなります。これが二重行政の問題です。

そして、次。これが大阪の役所の仕事整理されていないことによる問題点のもう1つなのですけれども、大阪市役所のこの数々の事業の失敗例、これを一部列挙しました。

後ろの方、見えないと思いますけれども、ちょっと読み上げます。WTCビル、ワールドトレードセンタービル事業費1,193億円、ATCビル、これはアジア太平洋トレードセンタービル、APECの会場になった南港咲洲にあるWTCビルの前にあるビルですが、1,500億円、湊町開発センター、OCATです。関空の玄関口にあってなんばのちょっと先にあるOCATと言います。478億円。クリスタ長堀、440億円、事業費。土地信託事業、不動産投資ですが、オーク200、港区弁天町の駅前のホテルなのですが、事業費1,027億円。フェスティバルゲート、340億円。オスカードリーム、これは住之江にある商業施設の上にホテルを引っ付けたような不動産です。225億円。北区にあるキッズパーク、256億円。ビッグステップ131億円、ソーラ新大阪21、178億円。これは一部ですけれども、このような事業費の金額を聞いて皆さんがどう感じるかです。僕はもう、二度とこんなことは絶対やめさせないといけない。大阪市役所にこんなに事業の失敗をとにかくやめさせないといけないという強烈な強い問題意識を持っています。

僕が説明した事業のいろいろな失敗例、どこかで聞かれた方もいらっしゃるか、ないしは多くの方は僕が今いろいろな説明会をしていますけれども、初めて聞いたという方もいらっしゃると思います。でもこれは全部皆さんの税金で失敗したものは負担していることになります。とんでもないと思っています。特にオーク200、不動産の投資信託、不動産の投資事業ですけれども、港区弁天町の駅前に高層ホテルを建てて、そしてそこに巨大なレジャープールも備えたホテルなんですけれども、1,027億円の事業費なのですが、これはこの間、損害賠償請求を銀行から訴えられました。大阪市役所が。裁判の結論は、650億円支払えです。これから10年間で650億円キャッシュで払っていきます。皆さんの税金です。1年で65億円ずつ払っていきます。オスカードリーム、こちら先ほど言いました。住之江にある商業施設の上にホテルを引っ付けた不動産ですが、事業費225億円。うまくいきませんでした。損害賠償請求を銀行から訴えられて、結論は285億円支払えと。交通

局の会計で一括で285億円支払いました。こういう状況を皆さんがこういうことを聞いて、このままの状態でも何とかなるというふうに考えるのか。やはりこれは何とか止める方法があるのだったら止める方法を考えるのか。僕は止める方法として今回の大阪都構想というものを提案したところです。

大阪市役所だけではありません。大阪府庁も、皆さんは市民でもあり、府民でもあるわけですから、大阪府庁の方の事業の失敗も皆さんは負担をさせられます。りんくうタウン整備5,672億円、りんくうゲートタワービル659億円、和泉コスモポリス614億円、泉佐野コスモポリス1,014億円、岸和田コスモポリス486億円、阪南スカイタウン事業1,325億円、箕面森町868億円、リスクとしては港湾整備事業で952億円、道路公社が911億円、これが全額損失というわけではありませんけれども、でもうまうまいなかった事業の一例です。これが大阪府庁と大阪市役所、皆さんがお住まいの大阪の役所の現状なわけです。僕がこういう現状を見て一から役所を作り直そうという思いで提案したのが大阪都構想、大阪都構想です。

これらの二重行政や数々の事業の失敗によってどういう状態になっているか。4番。市民の皆さんは府民でもありますので、今言った大阪市役所と大阪府庁の大きな負担、全部市民の皆さんにダブルで負担が負わされます。これは後ろの方大変申し訳ありません。見にくいと思います。右側の棒グラフなのですが、右側の棒グラフのうち、この左側の方が大阪市民一人あたりの負担額です。この右側の方が、これは東京都民一人あたりの負担額です。大阪市民一人あたりの負担額は東京都民一人あたりの3倍以上です。これはなぜかと言うと、これをご覧のとおり色の付いている方が大阪府分、灰色の部分が大阪市民分、大阪府と大阪市民が過大な負担をそれぞれすることによって全て市民の負担になっているというのが大阪市民の状況です。

東京都民の状況は、大きな負担は東京都庁が、そして、この灰色の部分。まさに今回、大阪都構想が目指している、大阪都構想が目指している特別区というものが東京の区というのは特別区なのですが、特別区はほとんど負担はしておりません。

要は、東京の役所というものは、仕事の役割分担がきちりできているのです。大きな負担は東京都庁が負う。そして、特別区役所は負担はそんなに負わない。そういう役所の役割分担がきちりできているがゆえに、東京都民の一人あたりの負担額は大阪市民の一人あたりの負担額の3分の1に収まっています。額はいろいろつくったものとか、税収が良い悪いとかいろいろあるので、額についてはいろいろな意見がありますが、僕が問題視しているのはこの割合です。大阪府庁と大阪市役所の負担の割合。何で両方こんなそれぞれがバラバラで、大きな負担をそれぞれしていくのか。僕はここに大阪の役所の大阪府庁と大阪市役所の仕事の整理が本当にできていないなというふうに思っています。大阪府庁も大阪市役所もそれぞれ別々の組織ですから、自分たちが良かれということをいろいろやっていくわけです。

大阪府庁も大阪市役所も、僕は知事も市長もやったのでよく分かりますけれども、それ

それぞれの組織は別組織ですから、自分たちの集めた税金で良かれと思うことをそれぞれ別々にやる。ですから、大阪全体でのトータルマネジメントがありません。もうそれぞれが別々に好きなことをやってきたと。その結果、大阪府の負担、大阪市の負担、これだけ大きな、過大な負担が市民の皆さんに全部負わされている。ここが非常に問題視をしております、大阪府庁、大阪市役所という組織の論理ではなくて、大阪全体の視点に立って役所をきちんと役割分担させようと、整理をさせようという立場で今回大阪都構想というものを提案しました。

まさに東京都のように、このように大きな負担をするのは東京都庁、僕が目指すところの法律改正ができれば大阪都庁になりますが、以後、大阪都庁という言葉を使わせてもらいますが、この大阪都庁というところが大きな負担をして、そして今度は大阪市役所を特別区役所に作り直して、もう東京都庁と同じような負担は特別区役所にはさせない。そういう役所の役割分担を大阪の中できちんとさせようというのが大阪都構想です。

これはどういうふうに役所を作り変えることによってこれを達成するかということですが、パンフレットの 3 ページ。プロジェクター見える方はプロジェクターでも結構です。これはパンフレットですので、もし前でご覧になれない方はパンフレットを見てください。

3 ページなのですが、大都市局から説明をさせましたが重要なので繰り返し説明させていただきます。大阪市役所の、これは黄色の部分が、左のページ 3 ページの黄色の部分が、大阪市役所の仕事、水色の部分が大阪府庁の仕事です。大阪府庁が大阪全体の仕事をやるというのは当たり前。これは皆さんお分りのとおりだと思います。そして、大阪市役所の問題として、これは歴史的な経緯から通常の市役所の仕事、ここは基礎自治機能と書いています。これは皆さんがイメージする通常の市役所の仕事。保育・医療・子育て支援・高齢者サポート・特別養護老人ホームとか高齢者の皆さんに対するいろいろなサポート。小学校・中学校教育、ごみ処理。通常の市役所の仕事と同時に、大阪市役所の歴史的な経緯から大阪全体に関わる仕事もやってきた。ここはさっき二重行政で説明したように、大阪府庁と大阪市役所がそれぞれ大阪全体に関わる仕事をやっている。だからこれは二重になって、僕はこれは問題だと、1 つにまとめた方がより大阪のためになるのではないかとということで、今回大阪都構想は、この大阪市役所が持っている大阪全体に関わる仕事を全部大阪府庁の方に移そうと、全部大阪府庁の方に一本化する、もう一元化する、このことによって二重というものを未来永劫なくそうというのが大阪都構想です。

ですから、このパンフレットで見ると、この左の広域機能、ここが二重になっているところを 2 つを 1 つにまとめてしまって、大阪市役所が持っている広域機能を大阪府庁の方に移してしまう。そして、新たな大阪府の方に大阪全体の仕事を全部一本化、一元化する。もう二重をなくしてしまう。そしてこれは法律改正が行われると、新たな大阪府が大阪都になります。ですから、大阪都が大阪全体の仕事を全て行くと、そういう役所の役割分担、整理をしようということです。

そして、大阪市役所の方は、この大阪全体に関わる仕事は全部大阪府庁の方に全部移す

わけです。大阪都庁の方に全部移すので、大阪市役所の仕事はもう通常の市役所の仕事に集中することになります。これが東京で言うところの特別区役所、通常の市役所の仕事に集中する。どうなるかという、大きな負担はしなくなります。なぜ大きな負担になるかという、大阪全体に関わる仕事だからどんどん大きな負担が増えていってしまうのです。通常の市役所の仕事だと大きな負担は生じません。それほど生じません。

そういうことで、この大阪市役所と大阪府庁の仕事を整理をして、組織の仕事の入れ替えをやりまして、大阪全体に関わる仕事はもう大阪都庁に一本化する。二重行政をやめる。そして、二重行政をなくす。そして、大阪市役所の仕事は通常の市役所の仕事に集中させる。これでもう過大な負担はさせないようにする。これが、大阪都構想の提案。二重行政の解決と、それから皆さんの負担を今までのように大阪府庁、大阪市役所、過大な負担を両方させるような、そういうことはもうやめさせようということの解決策がこの大阪都構想です。

ちなみに、パネルの4番。今、そこでいいです。大阪市民の皆さんは、この大阪府分として63万1,000円の負担。市民一人あたりの負担です。大阪市分として96万7,000円の負担。合わせて159万8,000円という負担を負わされていますということを説明しました。ちなみに、通常の市役所だけに集中している大阪市周辺の市町村の負担はどうなのかということをお伝えしますと、例えば門真市、守口市はこの灰色の部分がだいたい36万円、37万円です。この灰色の部分が。今、大阪市は96万7,000円ですが、門真市、守口市は36万円、37万円ぐらいの負担。東大阪市は34万円。松原市、八尾市、大東市は33万、32万、31万。摂津市は28万円。豊中市は一人あたりが23万円の負担。吹田市に至っては13万円の負担。分かりますかね。ですから、大阪市がいかに多くの負担をしているか。普通の市役所というものは、市民一人あたりの負担というものが吹田市においては13万円。この大阪市は96万となっておりますけれども、吹田市はここが13万だったり豊中市が23万だったり。だから吹田市民というのは13万と63万で、76万円負担なのですね。市民一人あたり。皆さんは159万円ですから、吹田市民は皆さんの負担の半分だけなのです。

何が問題かという、やはり大阪市の負担が大きすぎるのです。なぜ大阪市の負担が大きいかという、大阪全体の仕事をずっとやってきたからです。それもこれから先、ずっとやっていくのですかということ。皆さんが。かつての時代、大阪市が大阪を引っ張っていった時代であれば、それでいいのですけれどもね。大阪市が全部中心になってやるというのはいいのですけれども、これからの時代も子供たちや孫たちの時代にあっても、ずっと大阪市がこういう状態でやり続けるのですか。大阪市役所とか大阪市議会議員は自分の税金で全部やるわけではないから、自分たちがいろいろな仕事をやる分についてはやりたい、やりたいという声があるのかも分かりませんが、負担は市民の皆さんがすることになるわけです。だから、僕はこれを変えないといけないでしょうというふうに思ったのです。この大阪府の負担、大阪市の負担、両方とも大きすぎて、これを子供や孫たちの代までずっと引きずっていくのがいいのか。僕はダメだということで、大阪都構想を

提案しました。これが提案理由の1つ目です。

2つ目、この大阪を発展させるためには、大阪市の視点だけで物事を考えたらいいのか。大阪府域全体で物事を考えるべきなのか。僕は知事の経験をやって、もう今の時代、大阪の発展を考えるにあたっては、大阪府全体の視点が必要だという、そういう結論に至りました。パネルで事業所とのところを。見にくかったらごめんなさい。

これは大阪の地図でして、真ん中の赤いところが大阪市域内なのです。青い点、点、点は何かというと、事業所です。経済活動の主体です。企業、商売やっているところ、オフィス。この青色の点、点、点が経済活動の範囲だと思ってください。赤色の方、これは大阪市域を飛び越えて、大阪の経済活動の範囲というのはもう大阪府域全体に広がっているのですよ、今。皆さんは普通に考えればお分かりです。東大阪市にも、門真・守口でも、豊中にも、吹田でも、八尾、松原でも、堺でも、みんないろいろ経済活動をやっている人たちはたくさんいます。大正時代までは大阪の人口のうち7割が大阪市内に集中していたのです。だから、大阪市が大阪を引っ張っていった、かつては確かにそういう時代でありました。今の大阪府といたら、大阪市だけですかと。大阪市の周辺も全部一体となって経済活動をやっているのではないですかというのが、僕の言う問題意識です。

ですから、大阪市内の視点だけではなくて、大阪府全体を見ないと経済の発展なんていうのは考えられないでしょうというのが僕の考え方です。

そして、もう1つ。僕の問題意識です。知事になった問題意識です。それからこれがピンク色のところが人の移動の範囲ですが、これも見てください。人の移動の範囲はもう大阪市内にとどまっておられません。ピンク色、まさに大阪府域内にみんな人が移動しているのです。これも考えてもらったらもうお分かりのとおりだと思います。大阪市営地下鉄、今の大阪市営地下鉄の利用者のうち、7割はもう大阪市民以外です。大阪市民の利用者というのは大阪市営地下鉄の利用者のうち3割だけなのです。大阪府内に人の移動はもう全部行き来している。こういう大阪の状況を見て、大阪市内のことばかり考えて大阪の発展があるのだと言ったら、僕はそうではないと思っています。やはり大阪府全体のことを考えないと大阪の発展はない。まず、そこの問題意識を僕は持っているわけなのです。

例えば、地下鉄を見てもらいたいのですが、東京の地下鉄。これもう後ろの方ごめんなさい。見えにくいかもしれませんが、東京の地下鉄ネットワークというのはすごいです。地下鉄鉄道ネットワークというものは、これくらい広がりがあります。例えば、相互乗り入れなんかで言うと、13本の地下鉄のうち、10本私鉄と乗り換えなくもう電車が直通で相互乗り入れしているわけです。13本の地下鉄のうち10本が東京の場合には地下鉄として相互乗り入れをしている。すごく便利です。大阪は9本の地下鉄のうち、相互乗り入れは3本だけです。3本だけです。これは技術も問題になりますので、レールの幅の違いとか、電気の取り込み方法の違いとかいろいろありますから、今日、明日で簡単に、地下鉄と私鉄が簡単につながるという話ではありませんが、技術の問題はいくらでも時間が解決をしてくれます。今、フリーゲージトレインといって、レールの幅が違ってモタイヤを広く狭

くすることによって、そのまま 1 本の列車でレールの幅が違ってそのまま電車が通れるように、そんな技術も生まれつつありますから、技術の話は置いておいてください。僕が言いたいのは、地下鉄や鉄道のネットワークというものは、これからの時代、大阪府全体の視点で考えていくのか、あくまでも大阪市中心で考えていくのか。どちらの方が大阪のためになりますかということです。

今、大阪市の場合には、大阪市営地下鉄です。市営地下鉄です。ですから、基本的には市民のことだけ、それで皆さんは市民ですから俺たちのことだけ考えてくれたらいいというふうに思うかも分かりませんが、それは本当に大阪のためになるか。ひいては皆さんに最後、大阪が発展していないと皆さんの所得も伸びてこないわけですけれども、それは大阪市内だけの視点でいいのかということです。例えばですけれども、今里筋線なんていうのは、これは井高野というところで終点になっているのです。この大阪全体の視点で考えれば、どこかつなげろよというふうになると思うのですけれども、どこかつなげろよというふうに。これは御堂筋線です。大阪市営地下鉄ですから、千里中央から奥のことなんて今まで何の議論もあまりされておりません。でも、これは大阪府知事の視点で立つと、大阪全体の発展のことを考えると、箕面の萱野というところがあるのですけれども、萱野というところがあるのですが、今回そこまで伸ばすというふうに決定したのです。これは松井知事が決定したのですけれども。そのことで、箕面の人たちだけが便利になるのでしょうか。それは違うのです。御堂筋線全体の利益がそれで上がるという結果がちゃんと出ているのです。そのことによって箕面の人たちも大阪市内に入りやすくなって来るし、それはひいては大阪の、大阪市民の皆さん、大阪市内の活性化になるわけです。

したがって、御堂筋線の終点のなかも、これが今度、泉北高速鉄道とつながる駅の乗り換え口なのですが、皆さん、あまりここ意識されていないと思いますが、どういう状況になっているかということ、なかもず駅、地下鉄のホームから改札出て 1 回外に出るのです。南海の駅ある、南海の電車に乗ろうとすると、今度、南海電車の 1 階、階段を上らないといけないのです。改札は上にあるのです。改札を上に通って、また下に下がってこないといけない。こんなことをやっているわけです。僕は泉北高速鉄道と御堂筋線を円滑につなげるために、実はトンネルといいですか。パーンと地下を、地下トンネルをポーッと抜けば御堂筋線のホームから直接南海のホームへつながる。そういうこともできるのです。やろうと思ったら。でも、これにはやはり 10 億、20 億のお金が必要になります。このときに、大阪市営地下鉄の場合だと、そして大阪市議会議員の考え方だと、大阪市役所のこれまでの考え方だと、なかもずにそんなお金を投資するというのは市民のためではない。大阪市内ではないから。そんなところにお金を使うのはどうなのかという議論になってしまうのです。どうしても、大阪市内の発想だと。

でも、これが大阪府全体の発想になると、泉北高速鉄道と御堂筋線が円滑に結ばれるということは、すなわちこれは堺・泉北、泉北ニュータウンに住まれている方がどんどん大阪市内に入りやすくなって来る。大阪市内で働いていた方もどんどん堺・泉北のニュータ

ウンに帰りやすくなる。そのことによって大阪全体が発展するのではないか。どういう視点でこれから物事を見るかです。僕は後者の見方です。大阪全体をいかに便利にしていくか。大阪全体をどう発展させていくか。そのことによって大阪市域内も発展していく。大阪市内だけを見ていて大阪市内だけで発展させるなんていうのはかつての僕は考え方だと思っています。大阪全体、大阪府域全体を発展させることによって、この大阪市内も発展させていくべきではないか。

そういう問題意識から、大阪全体を強力に引っ張っていく大阪都庁の必要性を感じているわけなのです。そこで大阪都庁の必要性、大阪都庁を作らないといけないという結論に達して大阪都構想というものを提案しました。

すなわち、今、大阪全体の発展に関わっては、大阪府庁と大阪市役所が話し合いをして、協議をして、それで進めているというのが現状です。これは知事と市長の経験からそのことを認識しました。そういうことを知りました。大阪府庁と大阪市役所は常に話し合い、それぞれが大阪全体の仕事をやっていますから、本当に話し合いだけでいいのか。確かに今までは話し合いがうまくいったこともたくさんあります。あります。全部が全部ダメだということではないのです。うまくいっていることもたくさんあります。しかし、ダメになっていること、うまくいかないこと、これもたくさんあるのです。うまくいかないことも。

僕はこういうことを考えると、もう大阪府庁、大阪市役所が話し合いで大阪全体の何か戦略を考える、大阪全体の経済の活性化を考えるのではなくて、大阪全体の発展のためにはもう大阪都庁を強力に引っ張ってってってもらいたいというふうに僕はそういう結論に至ったわけです。

例えば高速道路なのですけれども。右側は東京の高速道路です。中央環状線というものがこないだ開通しました。この赤色の部分がこないだ開通してもう環状線になったのですけれども、これは首都高速道路の外の大きな環状線ですけれども、これで新宿と羽田空港までが、今まで車で40分だったところが20分に短縮になりました。ものすごく便利になりました。この高速道路がどこを通っているかと言いますと、池袋・新宿・原宿・渋谷。あんなところを高速道路が通っているのです。どうやって通したのかなあと思いきや、地下に高速道路を作っているのです。もう地下に車がビュンビュン高速道路を走っているわけです。ものすごいです。しかし、それは、40年の計画が今実ったわけです。40年前、50年前に作られた計画が今実って大東京がまた便利になっているわけです。

左側は大阪です。大阪も大環状を造ろうということで頑張っていました。阪神高速道路の環状線の外側に大環状を造ろうと。近畿自動車道、阪神大和川線、阪神湾岸線、ここまではできています。淀川左岸線の一部もできました。しかし、この赤色の部分がどうしても進まなかった。環状線というのは輪になって初めて便利になるのですが、何十年もこの赤色の部分は話がまとまりませんでした。これは右側の部分が大阪府担当、左側の部分が大阪市担当。これで話がまとまらなかったのです。どっちが金をどう出すとか。確かに

この環状線も大阪市民のためだけの利益とは言い切れないところがあります。この環状線を大阪市民だけが使うかといったらそうではないでしょう。一番便利なのは、この門真・守口・交野・枚方の人たちがビューンと第二京阪で入ってきて、そのまま大阪市内に入るとか、そのまま神戸に抜けるとか、神戸の人たちが京都に抜けるとか、和歌山の人たちがこれを使って京都に抜ける、そのまま上へ名神に入っていくとか、すごく便利になるのです。大阪全体、関西全体のために。もう和歌山の人も、奈良の人も、京都の人も、神戸の人も、みんな便利になるこの高速道路が大阪府と大阪市の話し合いがつかないということで、ずっとこれ、話が、決着がつかみませんでした。こないだ松井知事と話をしまして、大阪全体のためにやろうと、関西のためにやろうと決めました。27年度中には計画決定しますが、できあがるのは30年後です。か、35年後。もっとかかるかもしれません。こんなスピードでいいのですかということです。

それから、空港。大都市と空港がいかに早く結ばれるかというのも大都市の発展で一番重要なポイントです。ビジネス客がどんどん来る、外国人観光客がどんどん来る。大都市と空港をいかに近くするか。それはニューヨークでもロンドンでもパリでもバンコクでも上海でもソウルでもシンガポールでもみんなここに力を入れるのです。これはもう当たり前のことなのです。空港と大都市部を近くするというのは。

成田空港って皆さん、昔は東京でいろいろな国際空港を造っていたときに成田に造って、非常に遠いというイメージがあったと思いますが、今どうなっているかと、36分です。東京の都市部から。大阪の中心部から関空に行くよりももう早い。そんな距離になっています。成田。距離というよりも早さですね。これも鉄道を1本引いたのです。また。それだけではありません。成田空港と羽田空港、今鉄道1本で結ばれました。京成線というところから地下鉄にそのまま入って、京急電鉄につながって、そのまま羽田でつながっています。93分です。ものすごいです。この発展の仕方というのは。大阪でイメージすれば阪急電車が地下鉄に入ってきて、そのまま南海電車につながるようなものです。こんなことを平気でやっているのです。

もう1回東京の地下鉄の推移。さっきも相互乗り入れで言いましたけれども、僕は40年前東京に住んでいましたが、40年前はここまで私鉄と地下鉄が結ばれておりませんでした。京王線、僕はよく乗っていたんですけども、これが新宿止まり、小田急線も新宿止まり、東急東横線は渋谷止まり。それから東武線は池袋止まり、京成線は日暮里止まり。みんな終点だったのです。40年前。ところが、40年経って今はどうなったか。全部つながっているのです。渋谷駅は今度大改修をやるらしいです。銀座線を今度丸ごと横に1本ずらして、東急東横線は地下にもう入れて、もうそれができていると。今度はその空いたところに埼京線というJRの線を1本引っ張ってきてホームを造ると。もうむちゃくちゃなことをやっています。

でも、これ、40年前、50年前の計画で、今それが実行されつつあるのです。大都市の発展というのは、1年、2年でできるような話ではありません。ただ、これ東京でも40年前、

50年前にその人たちがいろいろ考えて、今それが花開いているのです。それを誰が考えているかという、東京全体の視点で持った、東京都庁が強力にその計画を作って引っ張っています。

僕はこれからの時代、まだ大阪府庁、大阪市役所が話し合いをやって大阪の発展というものを考えるのですかと、本当に僕はそこに大きな、大きな問題意識を持っているのです。中国も台頭してきている。東南アジアも台頭してきている。もうそのまま放っておいても日本がダントツ 1位のそんな時代ではありません。そんな中で大都市大阪を発展させていくのに、まだ大阪府庁、大阪市役所、2つの役所を存在させて話し合いでやっていく。そういうやり方を取るのか。それとも、もう大阪の発展のためには大阪都庁に任せると。大阪の発展のためには大阪都庁がとにかく強力にやってくれというような新しい役所を必要とする。僕はそれが必要だと感じました。

空港のところを。大阪も頑張らうと、負けじと関西国際空港にもっと便利に早く大阪市内から着けるよう頑張らうと松井知事と今計画を進めております。JRの大阪駅前のうめきた開発。これは緑のまちづくり計画を進めておりますが、あの下に地下鉄を造って地下鉄を1本引こうと。なにわ筋線、西区のなにわ筋の下に、これは地下鉄を走らせて、そのまま新今宮駅の方に出して、南海はなんばの方に出して、南海線と阪和線をそのままつなげて関西国際空港にそのまま一直線をつなげると。うめきたと関西国際空港を1本でつなげようというような計画を進めておりますが、やっとこれも僕と松井知事になって2人の考え方が一致したからこれでやろうという話になりましたが、できあがるのは30年後くらいでしょうか。というこんなスピードでいいのかというところが僕の強烈な問題意識であって、大都市発展のためには大阪全体を仕切っていく大阪都庁というものが必要だというふうに感じています。

大阪都庁と聞いて皆さん、今の大阪府庁でそのことをできるの。できません。それは。だから、大阪府庁をそのまま残すのではないのです。名前を変えるだけではないのです。大阪市役所に優秀な部隊がいるのです。この大都市発展の仕事をやる優秀な部隊が、都市計画局とかそのほかの局、大阪市役所にあるんですけども、彼らは大阪市役所の職員ですから、大阪市内の目しか持っておりません。だから、僕はそこに目を付け替えると。その大阪市内だけしか見えていない彼らの目を大阪府全体が見える目に付け替えると。大阪府庁というのは大阪全体を見る役所ですから。だからこの大阪市は都市計画局、そのほかの部隊を全部大阪府庁にポーンと移すのです。これが新しい大阪都庁。ですから、大阪都庁も一から作り直します。ものすごく強化された、僕は新しい大阪全体を引っ張っていく役所になる。そういうことをやろうというのがこの大阪都構想。ここに職員体制のところも書いています。大阪市役所の職員をポーンとパンフレットの17ページに書いていますけれども、だから、大阪市役所だけが変わるのではないのです。大阪府庁と一から作り直すのです。17ページを見ていただいて。

これは職員体制なのですが、大阪市のこの矢印のところが大阪府のと移っている。この

大阪市のところを職員が下の方に黄色の方に移っていると思います。これは大阪府庁の方に行くと。これが大都市大阪の発展を目指していく、それを実現していく、大阪市役所の優秀な職員部隊が今度大阪府庁の方に丸ごと移るのです。大阪府庁、大阪府全体を見る視点で、大都市大阪の発展を引っ張っていってくれというような新しい大阪府庁にする。そして名前が変わればそれを大阪都庁にする。

これが問題意識の2番目で提案理由の2番目です。大都市大阪の発展のためには、大阪府庁、大阪市役所今までどおり話し合いでやっていくのか。それとも、強力な大阪都庁というものを造って、そして大阪市役所、優秀な部隊を全部大阪府庁の方に移して、強力な大阪都庁で大都市大阪の発展を目指していく。これが提案理由の2つ目です。

それで、3つ目が、今度は大阪市内に市民の皆さんの声をしっかり聞ける役所の仕組みがあるのかと、僕はそこに重大な問題意識を持ちました。今の大阪市役所では不充分だと感じまして、そこで特別区を設置しようというふうに考えたわけです。理由は、首長の数。こちらは、大阪市と同じくらいの人口の町がどんな役所の仕組みで住民の皆さんの声を汲み取っているかということなのですが。大阪市の人口は260万人です。

同じくらいの人口は広島県と京都府。だいたい280万、260万人ですが、広島県や京都府というのは280万、260万人の人口で、どうやって住民の皆さんのしっかり意見を吸い上げているか。その仕組みはこちらです。次です。

この図は人形さんは選挙で選ばれた市町村長、選挙で選ばれた役所のトップの数です。京都府、人口263万人、ほぼ大阪市と同じですが、京都府の中には15人の市長と10人の町長、1人の村長、あわせて26人の市町村長で、それぞれの地域をエリア分けをして、地域分けをして、26人の選挙で選ばれた行政のトップで住民の皆さんの声を聞いている。これが京都府の仕組み。広島県、285万人、大阪市よりも20万人多いんですけども、こちらにも14人の市長と9人の町長あわせて23人の市長や町長が選挙で選ばれた行政のトップとしてそれぞれ地域を細かく分けて住民の皆さんの声を聞いていっている。これがだいたい260万人くらいの人口を抱えている町で、住民の皆さんの声を聞く役所の仕組みなのです。

大阪府知事は880万人の代表ですが、880万人の声を細かく聞いていくような仕組みの仕事ではありません。もちろん皆さんの声を聞いて仕事をやるのですけれども、先ほども言いましたが、大都市発展を目指す役所ですから、地下鉄ネットワークだとか、高速道路だとか空港だという話ですから、皆様の声を細かく、細かく聞いていく、そういう仕事ではありません。知事は。市長は逆です。住民の皆さんの身近なサービス、日常生活、そういうところをサポートする仕事ですので、皆さんの声を細かく、細かく丁寧に聞いていくのが市長の仕事です。だからこそ、人口260万人の中に京都府の場合には26人の市町村長、広島県の場合には285万人の人口で23人の市長や町長というものがしっかりと配置をされて住民の皆さんの声を聞いている。これが現状なのです。

ところが大阪市の場合には、この大阪市内、260万人の人口の中で選挙で選ばれる行政の

トップが僕一人です。一人で住民の皆さんの声を組み上げていかなければならない。これはもう限界です。はっきり言って無理なのです。大阪市長をやりましたけど、無理だということをもうしっかり認識しました。この大阪都構想を提案したのです。少なくとも、今一人で僕が選挙で選ばれた行政のトップとして仕事をやっていますけれども、一人じゃ無理だったら大阪市内に5人、僕と同じような立場の者を作ろうと、置こうと。そしてそれぞれ地域を分けて、それぞれの地域ごとに担当者を置いて、住民の皆さんの声をしっかり聞いていこう。今、僕は人数270万、大阪市260万人、概して270万人として、万人という単位を取れば270人学級の担当みたいなものです。270人学級の担当。それではとてもじゃないけれども、全部が見えない。学級全体に一人一人の生徒と言ったら住民の皆さんに対して失礼ですが、これはたとえ話として聞いていただきたいのですが、270人学級で生徒一人一人の状況が見えないのだったら、5人の担任先生をクラスを5つに分けて、もうちょっと生徒の数を少なくして、担任一人あたりの生徒の数を少なくしていこうというのが大阪都構想の考え方です。では、皆さんパッと見て、中央区長、柏木区長。

中央区民のことを一番よく知って、極めて優秀な職員で、本当に中央区のために一生懸命仕事をしてくれています。いや、橋下、お前一人で住民の声を聞いていると言ってるけれども、区長がいるじゃないか。もちろんそのとおりです。今、どんどん市役所の改革をやって、区長が決めていることをどんどん増やしています。だから皆さんの声を聞いて、これをやる、あれをやるということを今、柏木区長がいろいろなことをやってくれています。以前の大阪市の区役所とは相当変わりました。相当変わりました。

でも、もう僕は限界まで改革をやったつもりなんですけれども、区長に決定権を与えたつもりなのですが、それでも今の市役所の仕組みだと、保育所1つ区長はここに建てるということを決められる決定権がないのです。ないのです。特別養護老人ホームをここに造るということを決める決定権がない。これはどうやって造るかということ、大阪市役所、淀屋橋、中之島、僕が仕事をやっているところをお願いを行くなり、協議をしに行くなりして、お金については財政局と話をし、図書館だったら教育委員会と話をし、いろいろなことをやりながら、それでも正直、今、区長が図書館を1館造れるかといったらたぶん今の仕組みだったら無理だと思います。いろいろなことこれまでの区長とは違って、いろいろなことをやれるようにして一生懸命中央区民のために英語教育のプロジェクトだったりいろいろなことをやってくれていますけれども、それでも図書館、保育所1つ自分の決定で造れない。僕はこれ、違うだろうと。これ、何で区長がそういうことをできないかということ、選挙で選ばれていないからなのです。選挙で選ばれてないから。だから、選挙で選ばれてないから最終決定権というものを持ってないのです。

だから今、柏木区長はものすごく中央区民のことを知って、僕なんかよりもはるかに中央区民のことを知って本当に中央区のためにいろんなことをやってくれているけれども、あくまでも僕の部下なのです。だから、僕の職務命令で最後は動かないといけない。それは違うでしょう。区長は区民の代表として、そんな市長の決定じゃなくて、区長の決定で

区長の考えで行政というものをやれるようなそういう仕組みにしようというのが大阪都構想です。

具体例でいきます。図書館を。図書館を見てください。大阪市の図書館はどうなっているかと言いますと、1区1館制です。もう24区1区1館。もうそこに住民の皆さんが求めているかどうか、人口が多いかどうか、区ごとにどうなのだ、そんなこと一切考慮しておりません。1区1館です。それは大阪市というこの1つの単位、大きな単位として捉えて、大阪市長が最後決めることになるのですけれども、中央区に3館増やすと言えば、平野区からも文句が出る。淀川区からもおれのところも3館くれと言われる。そういうことがめんどくさいので、1区1館になっているのです。

ところが東京23区、まさに特別区役所は選挙で区長が選ばれますので、各区でもう数が決めるのです。自分たちで必要な分だけ。もちろん特別区役所になったからといって直ちに増えるものではありません。お金の問題がありますから。ただ、お金の範囲で自分たちで責任を持てる範囲の中で、いくつでも自分たちが決めるということです。当たり前のことです。ただし、大阪市の場合には大阪市内で数を決める。大阪市内で。横浜市がどうであろうか、神戸市がどうであろうか、確かに大阪市内で数は大阪市長が決められるのですが、各区ごとの配分はもう1区1館です。1区1館。それでいいのですかと、これからの時代に。

次。これはスポーツセンターと温水プールです。見てください。1区1館です。24区に。もう1区1館です。だからもう、大阪市内にどの区に2つ置く。ここは1つ、ここは3つ、そんなこと調整できませんから、1区1館です。でも、東京の場合には各区で特別区長、自分の責任で必要なものを造っている。もう数については別にどんな基準があるのか知りません。その区で決めているのです。

僕はこれからの時代、税収はどんどんどんどん右肩上がりにはなりません。限られた財源の中で、皆さんが住民サービスというものを選択をしていかなければいけない時代に入っているのです。これから、役所が皆さんにあれやりますよ、これやりますよとどんどん増やしていける時代ではないのです。皆さんが選択をしていかないといけません。例えば、僕は大阪市長という立場で大阪市全体のお金の使い道の決定権を持っています。僕が大阪市長に就いたときの問題意識は、子ども教育予算があまりにも少なすぎる。大阪市の子ども教育予算。クーラーはついていない。テレビはブラウン管テレビ。図書室の本は基準の半分以下。どうなっているのだ。先生に一人1台のパソコンを与えられていない。みんな手書きで仕事をやっている。どうなっているのだと思って子ども教育予算を増やそうと考えました。そしてこの4年間でだいたい子ども教育予算は以前の重点予算の5倍くらいに増やしたのです。300億円くらい上積みしたのです。でも、このお金をどこから出したかという、増税したわけでもなく、借金したわけでもないので、いろいろな改革をやりました。でもこれで、ご不便をおかけしたこともたくさんあると思います。

赤バスを廃止した。敬老パスについては一部自己負担を求めた。いろいろな批判を受け

ました。でも、それは大阪市長のある意味、仕事として決定権を持っている者として、何かこれを増やそうと思えばこれを減らすということをやって、それで子ども教育予算というものを拡充して今公立中学校も給食はやっていますし、テレビは今度液晶テレビに替えるし、図書室の本は基準どおりに戻しますし、先生に一人1台のパソコンを与えて、今年度12月から2万1,000台、タブレット型のPCを小学校・中学校に配布していきます。塾代、塾に通う子供たちのお金、塾代の助成を始めると。こういうことは自分で今後増やそうというふうに決めていて、その代わりここを減らしていこうと自分でそれを決めてできるわけです。

でも、これは大阪市全体でこういうことをやり続けるのは不可能です。地域の皆さんは、今回は子ども教育予算だから、たぶん大阪市民の皆さんは保護者の皆さんは僕の考え方にはほぼみんな、大阪市民の保護者の方はみんな同調してくれるだろうなあという思いでこの改革をやりましたけれども、これはたまたま保護者の皆さんの要望に基づいた、要望というか、保護者の皆さんが納得してくれるだろうなあという政策だからこれのできるんですけれども。

こうではなくて、例えば地域の皆さんがいろいろ要求していること。これはたくさんあるのです。それぞれの地域ごとに。さっき、大都市局から特別区の説明をしてもらいましたけれども、5つの特別区を置いた場合には。この5つの地域で町の特色が全然違います。住宅街なのか、商業地なのか、津波被害対策が重要な大阪湾に面した地域なのか。それとも、内陸部なのか、子育て世帯が多いのか、高齢者が多いのか、みんなそれぞれ5つの地域で違うのです。そうすると、その地域での要望事項、やってほしいこと、課題、みんな違うのです。それを大阪市長が全部それを聞いて、この地域に必要なこと、この地域では我慢してもらうこと、これを全部調整を一人でするのは無理だという思いで、特別区長を5人置いて、それぞれの地域で、5つの地域ごとに必要なものと我慢するもの、自分たちの町はどのような特色を出しているのか。それを5つの地域で決めてもらおうというのがこの大阪都構想なのです。もう大阪市を一律に扱わない。もう5つの地域でそれぞれの特色を持った行政をやってもらう。これが大阪都構想です。

東京23区はそうですね。東京23区というのは選挙で選ばれている区長のもとに23区がそれぞれ自分たちのまちづくりをやっている。最後はそれぞれの区長選挙で、区長候補者がわたしたちの町はこういうふうにやっていきますということを皆さんに訴えかけて、最後は選挙で選んでもらって自分たちで住民の皆さんにその地域のまちづくりを決めてもらう。

今は大阪市というものを1つの単位として捉えています。これからの時代、もう、大阪市というものを1つの単位として捉えていくのか。それとも5つの地域に分かれてそれぞれの地域で図書館が必要なのか、保育所が必要なのか、特別養護老人ホームが必要なのか、英語教育が必要なのか。昨日、教員にパーっと質問をされて、僕もちょっとカツンときたのでパーンと言い返してしまいましたけれども、教員の数を増やしてほしいと言われたの

ですけれども、こっちも一生懸命改革をやって金を生み出して、教育現場に人を増やして
と思っているのに、教員がもっと人を増やせとバーンと言われたものですから、もう僕、
バーンと言いついたのですけれども、それも、人を増やすのもいいのですよ。教員も人を
増やす。でも、それ大阪市内で全部増やそうと思ったら大阪市の学校って小学校・中学校
で400校以上あるのですよ。先生一人増やすといっても、それだけで400人増やさないと
いけないのです。これだけでも、何十億円です。そのお金、どこから生み出してくるの
だと思ったらその教員にガツンと言ってしまったのですけれども。

でも、5つの地域に分かれれば、もしかすると例えば子育て世帯が多い町の場合には、
それはわれわれ教員増やしてほしいと。その代わりこの部分は我慢するからという話が
あれば、その地域だけ教員を増やすことは可能です。ということで、大阪市内、高度成長時
代はイケイケドンドン、大阪市内全体でもう一律に物事を考えていた、そういうやり方
でよかったの分かりませんが、大阪の市内を見てみると、5つの地域、多種多様ですから、
これ5つの地域で独自のまちづくりをやらせてもらう。僕はそういう新しい行政を今後や
っていくべきだということで、選挙で選ばれた区長5人、この大阪市内にしっかり置いて、
それぞれの皆さんが区長選挙を通じて自分たちのまちづくりをやらせてもらう。そう
いう新しい大阪を目指したいと思ってこの大阪都構想というのを提案したところ
です。

そして、反対派の意見、反対派と賛成派の意見が一枚ものにまとまっておりますので、
またご覧になっていただきたいと思っております。大阪都構想は先ほど言いましたこの僕の問題
意識、二重行政をどうするのか。そして、税金の無駄遣いをどうするのか。二重行政を止
めるという問題意識。

税金の無駄遣いを絶対止めるという問題意識。それから、大阪全体の発展のために、大
阪都庁が絶対必要だという問題意識。そして住民の皆さんの声を聞いて、これからは大阪
市内5つの地域に分かれて東京23区のようにそれぞれの地域で特色ある行政をやっていく
という問題意識。これを実現しようということで、この大阪都構想というものを提案しま
した。ですから、こういう問題意識をどう皆さんが感じていただくかということです。

住民サービスがどうのこうのということは反対派の人たちが言うのですが、この点につ
いてだけはきちんと一言言わせてもらいます。では、この大阪都構想をやったことによ
って、住民サービス、今大阪市役所が提供している住民サービスに何か変化があるかとい
えば、住民サービスが下がることはありません。ありません。これはなぜかと言いますと、
まず、今日は中央区の方だけではないので、まずご覧の総合のやつ、あわせのやつ。これ、
またパンフレットで何ページでしたっけ。26ページ。26ページになりますが、大阪都構
想をやった場合に、今あるお金よりもお金がきちんと積み上がってきますよということ
はきちっと計算結果で出ております。これらは、きちっと大都市局の方で計算をしまし
た。いろいろこの議論の過程、それからこの議論の過程において作られた特別区設置の協
定書は府議会、市議会で賛成多数にきちんとなったものです。そして、国においても全
てのチェックを終わらせて総務大臣からは特段の意見なしという、そういう問題なし
という、そう

いう回答もいただきました。その議論の過程でいろいろ計算をしていった計算結果では、大阪都構想をやってもきちっとそれぞれの特別区、お金が積み上がってきますよ、今よりもお金が積み上がってきますよ。ですから、この積み上がってきたお金を今度は選挙で選ばれた区長で新しいサービスに使える。だから今のサービス水準は下がるどころか、この新しく積み上がったお金でさらに住民サービスを新規に拡充したり、新規に新しいものを始めたり拡充したりということができるといふというそういう検証結果が出ています。

それから、大阪都構想、それから 20 ページ、住民サービスが下がる、下がるというふうに言われているのですが、今大阪市役所が提供しているサービスのお金、これ 6,200 億円分なのです。ここ特別区となっていますけれども、20 ページの特別区の枠ですが。ここ 5,000 億円と 1,200 億円となっていますけれども、この 6,200 億円分が今大阪市役所が提供している皆さんに対するサービス、これのお金。これをきちっと確保しますよ。お金は確保する。この 6,200 億円でどんな仕事をするのということなんですけれども、それがその前のページの 16 ページ。

大阪市役所と大阪府庁の仕事を整理して、今度特別区がやる仕事、住民に身近なまさに今大阪市役所が皆さんに提供して、皆さんが実感している住民サービスですね。この住民に身近な特別区がやるこういう仕事のために先ほどの 6,200 億円分、これはしっかりと確保していますよ。今、大阪市役所がこの住民に身近な事務で使っているお金は 6,200 億円なのですが、それはしっかりと特別区役所に確保しますので、住民サービスが下がることはありません。ご心配なく。ですから、国民保険料が上がるとか、介護保険料が上がるとか、市営住宅の住宅料が上がるとか、税金が上がるとか、そういうことはありません。お金がきちっと確保されている。そして、さっきのグラフのとおり、徐々に徐々に使えるお金が積み上がってくるということになります。

そして、19 ページ。大阪府にお金を取られる、取られるという人がいるのですが、まず大阪府というものは皆さんの選んだ府議会議員、府知事がいるところですから、大阪府にお金を取られるという言い方はよく分からないのですけれども、ただ、こういうことかなあということとは言えます。皆さんが今度納めていただく税金は直接特別区に入るものと、一部が大阪府の特別会計に入るものと分かります。このことを捉えて一部がこの大阪の特別会計に入ることを捉えて大阪府に取られるということを言っている人たちがいるのですが、きちんと下を見てください。その後、下に矢印が伸びて、ちゃんと各特別区の方に配分されるのです。何で大阪府の特別会計を 1 回通すのかというと、これは 5 つの特別区、今度できる新しい特別区で税金がよく集るところとそうでないところの差が出るのです。だから、これを公平に扱うために 1 回大阪府が集めますけれども、ルールに基づいて各特別区 5 つに公平にちゃんとサービスが提供できるように、公平に配分するために 1 回大阪府が預かるだけです。

これは日本の国の税金の仕組みも同じです。日本の国の税金の仕組みも東京・名古屋・大阪でほとんどが集まりますけれども、東京・名古屋・大阪だけで使ったらえらいことに

なりますから、国が1回集めて、そして47都道府県に配ると、それと同じです。これからは区民の皆さんは、特別区民の皆さんは、一部はそのまま特別区に納める。一部は大阪府の会計に預けますけれども、それは5つの特別区に公平に配分されるということで、お金はきちっと配分されます。そして、600億円。こういう大阪都構想、役所の仕組みを変えるためには600億円のお金がかかると言われています。コンピューターの仕組みを変える、庁舎の整備をする600億円ですが、あとはこの600億円を皆さんがどう考えるかです。二重行政をやめる、税金の無駄遣いを止める、大阪全体の発展の東京都庁を造る、そして皆さんの声を聞く特別区役所を造る。こういうことのために600億円をかけることがどうなるかということです。

もう1回26ページ見ていただきたいのですが、600億円は最初にかかったとしても、その後きちんと使えるお金は積み上がっていきます。二重行政をやめて、改革を進めて、税金の無駄遣いを止めれば、使えるお金が積み上がっていきます。最初には600億円かかりますが、後できちんとそれは回収したうえでお金は積み上がっていきます。

そして、パネルの2番、3番。この最初に冒頭で説明したとおり、いろいろな事業の失敗、うまくいかなかった金額。これは大阪市役所に、これは大阪府庁に、3番。この金額を見ていただいて、これらのいろいろな過去の事業の失敗例と比べてこういうことを止めるための役所の一からの作り直しということでの600億円というものが、それはどうなのかということも皆さんに考えていただきたいというところです。

そして、最後。Q&Aなのですが、31ページです。先ほど言いましたが、31ページ。特別区になっても住民サービスは下がることはありません。これまで納めていた税金や水道料金、こういうものが高くなることはありません。国民保険料も介護保険料も市営住宅の賃料も同じです。これまでの地域の町内会やPTAとか、地域の行事、こういうこともなくなりません。今ある区役所は全部残ります。窓口サービスはきちんとやります。運転免許証や国民健康保険証などの住所変更の手続き、これは市町村合併のときにも住所変更が行われますが、住民の皆さんの負担にならないように調整をしております。登記簿なんかも同じです。このように、新しい役所、僕の問題意識のもとに新しい役所を一から作り直すべきだという、そういう考え方で解決策がこの大阪都構想です。今の僕の話聞いていただいて、いや、お前の言っている問題意識はそもそも違うということであれば反対になるでしょう。お前の問題意識は分かるけれども、一から作り直さなくても大阪府庁と大阪市役所、話し合いでやるのが何となくうまくいくのではないの、これからもと。今の区長でも何とかいくのではないのと思えば、大阪都構想反対になるかと思えます。皆さんにご判断いただきたいと思えます。ご清聴ありがとうございました。

(司会)

それでは、これより質疑応答に移りたいと存じます。皆さんさんに挙手をしていただき、わたくしが指名しました後、担当がマイクをお持ちいたします。この説明会はインターネ

ット中継されておりますので、必ずマイクを通してご発言をお願いします。なお、本日の質疑内容は後日議事録として全てホームページで公開されます。本日の説明会の質疑応答には時間に限りがございます。時間がまいりましたならば、質疑を打ち切らせていただく場合がございますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

特別区設置協定書に関する質問に関しましては、本日の説明会場に用意している質問用紙をご提出いただければ、回答したいと考えております。回答につきましては、後日ホームページに載せたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、ご質問のある方、ご着席のまま挙手をお願いします。それでは、今 10 人ほど挙手いただきました。今日はできるだけ多くの方に発言いただきたいと思っていますので、いろいろ考えを持ってこられた方もどこか質問をまとめてなるべく 1 つに絞って簡潔にお願いします。それでは通路の手を挙げておられる男の方。よろしくをお願いします。

(質問者 1)

あくまで、私、中立的な意見で、今日来させていただきました。仮に都構想が賛成で可決されたときに、今後は具体的な細かい詳細についてはどういうプロセスで決めていかれるのかを聞きたい。というのは、例えば 51 対 49 とか僅差で施行になったときに、反対派の先生方が建設的な指摘をしてより良いものになっていくとすることができるのか。この反対意見の方を見させていただきましたが、左側の真ん中の方に無駄な二重行政はありませんと書かれています。右側の上の方も見させていただいたら、巨大開発等はバブル期の過去の政策判断の問題であり、東京都も大きな失敗を重ねている。これは二重行政の無駄ではない。ただの失敗だということだけ書いていると思ったのですけれども。今日は市長が冒頭に二重行政の無駄というのは、経費面の無駄だけではなく新しいものを生み出すようなそういうところの無駄も持っているということでそこはすごく共感させていただいたのですが、そういう意味でどうなのか。

(橋下市長)

もう貴重なご意見ありがとうございます。これは 51 対 49 でも大阪都構想もし賛成多数となったらそれでもう決まりになってしまいます。ただ、中身についてはどう進めていくのかは、今、大阪市役所のホームページの方にその後 2 年間、賛成多数となれば 29 年の 4 月 1 日に特別設置になるのですが、その間どういうことをどのように決めていくのかというプロセス、工程表は大阪市役所のホームページに掲げていますので、もしご興味あれば見ていただきたいのですけれども、ただ、その中でやはり反対派の人たちの意見もできる限り聞いていかなければなりません。大阪都構想のパンフレットは大枠を決めたものですから、細かなことについては、やっぱりいろいろな意見がありますから、そういう方々の意見をしっかり聞く場を持って協議をしていきます。ただ、もうこれは新しい役所を作っていく方向に行くのか、今のままで行くのかというところを住民の皆さんに判断をしてい

たきますので、新しいものを作っていくということになれば、本当にこれは大枠ですから、あくまでも職員の数とかいろいろなことについては反対派の人の意見もしっかり聞いてやっていきます。

そして、今ご指摘になった非常にありがたいご意見、こちらのペーパーを基にして賛成・反対の意見を並べましたけれども、もう考え方がこうやってぶつかってしまっているのですよ。だから、反対派の意見のこれを見て、反対派の意見の方にうんうんと感じる人はもう反対になってもらうしかもうないです。これは議論をするところではなくて、彼らの方は二重行政の無駄がないともう言っちゃってるわけですから。

僕は今日、質問者の方が言われたように、経費の無駄削減だけではなくて、今2つであることは大阪のためにならないでしょう。1つにした方がより良い大学になるし、より良い港になるでしょうということなのですけれども、彼らは2つのままでいいということですから、もうそこは議論できないのです。もうあわないのです。だから皆さんがどう考えるかです。これからの大阪のことを考えて、港も大学も病院も何もかも、これからも2つ2つでやっていくのか。1つにまとめていくのか。経費削減の問題だけではないということとはご理解いただいたと思います。

それと、バブルの話で、この失敗はバブルの話で政策の失敗だという、反対派の人たちはそう言いますが、僕の意識は過去失敗したのだったら将来も失敗する可能性はあるでしょうと。彼らは、過去の話だ、過去の話だと言うのですけれども、僕は将来の心配がすごくあるので、それだったら一から役所を作り直していこうというのが僕の考え方です。

ただ、ここは見解の違いなのかなあというところなので、今日僕の話聞いていただいて、賛成、反対意見もこれを見ていただいて、あとは新しい役所を作っていくのか、今の状況で話し合いをしていくのか、どちらかを方向性を決めていただければ、反対派の意見を聞きながら細かなところはきちっと調整をしていきたいと思っています。

(司会)

ご質問ありがとうございました。それでは、次の方に移らせていただきます。挙手の方をお願いします。そうしたらその女性の方。お願いします。

(質問者2)

今、いろいろ橋下市長さんのアレを聞いたのですけれども、今、法定協議会というのが、府と市で平成24年の4月から何回か行われて7回の協議会、その後23回、合計30回ですか、それでそのときにはどうも反対になるんやろうと思っていましたから、コロッと変えちゃったじゃないですか。それを今、ここで橋下市長さんがやりますよという説明だけ私ら市民が聞きますと、何か分かんのですよ。

いや、私らは市民税だって府民税だって払っていますよ。だから、市民のための、府民のための仕事はしてほしいと思いますけれども、これ、実は学校選択制がいろいろ持ち込ま

れたときにも反対派の意見も賛成派の意見ももっと身近な私らの町の近くで開催をされて、こういう行程でやっていきたいというなのもあらかじめ半分あったような気はしますけれども、でもきっちり反対派の人の意見も賛成派の人の意見もやっぱり聞けたんです。そこで私たちは判断をすることができたのですが。そうかなあとか。今、ここではまったくありき、賛成ありきの説明やから、ものすごくそれ判断しにくいです。その場合、私、分かんわ、反対するしかないかなあって思いました。

(司会)

協定書に関するご質問をお願いします。

(質問者 2)

はい。協定書に関する質問です。以上です。

(橋下市長)

ご意見だったのですかね。すいません。法定協議会の方は、ずっと反対、反対、維新以外は反対ということはあったのですが、議論を重ねてこれはいろいろ政治の話もありますので、最終は賛成多数で可決をしました。国の方にもしっかりとチェックをしてもらって特段問題なしという、総務大臣からの正式な意見なしということなのですが、問題点があれば意見が出てきますけれども、そういうことで行政的にもしっかりとチェックをしています。

それから、今学校選択制の話を出していただきましたけれども、まさにそういうこと、学校選択制というのは大阪市で新しく学校選択制というのを始めたのです。今までは校区というものを定めて、越境入学はダメだ、ダメだ、しない、させない、越境入学なんてやってたのですよ。それはおかしいでしょうと。学校くらい選択させましょうよということで、学校選択制をさせましたけれども、小学校 400 校、この保護者の意見を全部僕一人が聞いていくというのは無理で、それで区長に任せていろいろ調整をしてもらっていたのですが、やはり僕はそこで区長も頑張ってくれましたけれども、最後はやはり選挙で選ばれた長が判断をする。住民の皆さんの声を聞いていく、そういうプロセスも必要だという思いはあります。

でも、一人の市長ではできません。だからこそ、特別区というものを置いて、選挙で選ばれた区長を 5 人おいて、一人でやっていることを 5 人でそれぞれの地域を担当して、今の学校選択制もそういう課題とかそういう保護者の意見をしっかり丁寧に汲み取っていくようなそういう特別区が必要だと思っています。あと、ここで別に賛成ありきということではなくて、僕がこれ、大阪都構想を提案したわけですから、提案理由をしっかりと聞いていただいて、理由や、お前が言ってることはそんなことは理由にはなっていないということであれば反対です。理由は分かるけれども、何もそんなもの役所を一から作り直す必要

ないでしょう。今のまま、話し合いでも何とかなるでしょうということになれば反対をしていただければと思います。以上です。

(司会)

ありがとうございました。それでは次の方、移らせていただきます。挙手の方をお願いします。その男性の方。はい。よろしくお願いします。

(質問者3)

大変よく理解できました。先般の選挙で府会、市会ともに過半数を取れなかったということで、この状態で5月の17日に、仮に過半数取れたと。今からの計画では約2年足らずで移行するということですが、これはまったく影響ないのかということと、もう1点、仮に、もし、5月17日に過半数取れなかった場合、市長はどうされるのかなと思って。その2点です。

(橋下市長)

ありがとうございます。1点目の方は非常に重要なことなので、きちんとご説明をさせてもらいますが。府議会、市議会では都構想賛成している維新の会は過半数ありません。府議会、市議会では過半数はないのですが、住民投票というものは、これは法的拘束力があり、賛成多数となればもう29年の4月の1日にこれは特別区設置となります。先ほどご質問された方が言われたように反対派の意見もしっかり組みながら考えていきますけれども、特別区設置をするということは法的に決まってしまうので、その際には府議会、市議会で過半数がなくても、知事、市長の専決処分というもので、これはもう議会の過半数関係なく、決められた制度についてはきちっと制度設計はやる。その後新しい特別区議会、特別区長が出てきたときにまたいろいろそこでいろいろな議論をしていくことになると思うのですが。

もう住民投票で賛成多数となれば、29年4月1日にはもう府議会、市議会、今過半数維新の会ありませんけれども、これは設置になります。それから賛成多数にならずに、もう反対多数だと、反対ということになった場合どうするかということなのですが、先日そのことについて自分の進退について発言をしたところ、維新の会以外の議会の方からクレームが来まして、それは政治的な発言ではないかと。それは確かにそうだなあということがありますので、それは今回の話とは違うということで、また別の政治集会の方でお答えさせてもらいたいと思います。ありがとうございました。

(司会)

それでは、すいません。本日、会場整備の関係もごさいますので、質問はあと一人で最後にさせていただきたいと思います。それでは、最後の方。挙手の方をお願いします。

(橋下市長)

後ろの方、見えていますか。柱でたぶん、相当後ろの方から手が挙がっています。

(司会)

マイク、後ろ行けますですか。はい。では。

(橋下市長)

前の方、すみませんね。ごめんなさい。

(司会)

わたしのこの一番最後、はい。その方お願いします。最後ということでもよろしくお願ひします。

(質問者4)

最後、指名いただきましてありがとうございます。大阪都構想に大賛成なのですが、1つだけ分からない部分がありまして。特別区設置後の話ですが、区議会議員の人数が現行は市議会議員の人数の定数が86名というそのままになっていますよね。今回、府議会議員の方は定数を削減されて、府民880万人の10万人に1人の割合が88人になりましたよね。区議会議員の場合は、だいたい3万人に1人の割合になると思うのですが、これってというのは、適正なのでしょうか。全国最少レベルというような話がありますけれども、それは全国が多すぎて最少と僕は思っているのですが、そのへんどういふふうな、形に今後なっていくのか、とあれば教えていただきたいのですが。

(橋下市長)

もう重要なご指摘です。ありがとうございます。今回の統一地方選挙、全国の統一地方選挙を見ても県議会選挙とかそういうことで25%くらいが無投票だったと。無投票。選挙なく選ばれていると。香川県なんていうのはすごい全員が無投票とか、そういう選挙もあったのですか。とにかく、議員がやはり多すぎるというのは僕の認識でもあります。ただ、ですから、全体の議員の数が多いので、今回の大阪都構想をやったときの各区の区議会議員は最少だ、最少だといっても本当にそれが適正なのかというご質問そのとおりだと思います。

ただ、先ほど僕の仕事のところで説明させてもらいましたが、知事の仕事で府議会議員の仕事と市長、市議会議員の仕事、今度は特別区長、特別区議会議員の仕事、これは全然違うのです。知事、府議会議員というものは、住民一人一人の細かな声を聞くというよりも、大きな方針を決めていくということなので、10万人にだいたい1人くらいの議員でい

いいのではないかというふうに判断をして 88 人にしました。ところが今度は、特別区の仕事というのは、先ほどの仕事の性質、パンフレットでいうところの 16 ページですけれども、16 ページのところなのですが、仕事が違うのです。大阪府、名前が変われば大阪都ですけれども、こちらはこういう大阪全体の成長の仕事ですから、住民 10 万人あたりに 1 人の議員。

しかし、特別区の仕事になると、見てください。すごく細かな、住民の皆さんの身近な仕事になるのです。さっきの学校選択制の話なんかでも、住民の皆さんが子供たちのことを考えて、学校を選択するのがいいのか、校区を守った方がいいのか、本当に細かい話になりますから、そういう意味では府議会議員、都議会議員よりも、人数は多めにしないとイケないというふうに思っております。

今回、各特別区の議員は全国の中でもこんな議員の数、本当に最少の数です。例えばですけれども、人口 50 万程度の東大阪市の場合には、市議会議員が 37 名くらいいるのではないですか。30 数名いるのです。ところが今回、新しい大阪都の挑戦では、東区、この東区というところの隣が東大阪市ですが、東区では人口が何万人でしたかね。60 万人くらいいるところに議員は 19 名でやると。ですから、東大阪市と比べても半分くらいの人数でこれをやるんですけれども。東大阪市 42 名もいるらしいです。人口 50 万人で。だから、隣の東区の隣の東大阪市は人口 50 万くらいで 42 名も議員がいて、隣の大阪都構想をやる特別区は人口 60 万くらいで 19 名でやっている。

そうしたら東大阪市民の皆さん、ちょっと多いんじゃないのという声があがるでしょうね。今、ご質問の方が言われたように、この数が本当にどうかということはいろいろご議論あるかと思いますが、僕はかなりこれはチャレンジングな取り組みかなあと考えています。もしこれが成功すれば全国のいろいろな地方議会の議員の数、相当これは全国的に議論を巻き起こすようなそういうことになるかと思っています。

すみません。本当に皆さん時間がない中、十分な説明になっていなかったかも分かりません。もう 1 つ、歴史的にも東京も東京府と東京市という 2 つの役所があり、今から 72 年前ですけれども、やはりこれが 2 つになっていることはまずいということで、1943 年に東京府と東京市を合わせて作ったのが東京都であるという。こういう歴史的な経緯もまたいろいろお調べになっていただいて、その上で今回のご判断をしていただきたいと思います。

今回の提案理由、これは僕の問題意識でして、これを解決する方法としては大阪都構想しかないというふうに思いましたけれども、いやいや、そこまでやらなくてもいいのではないかということであれば反対ということになると思います。5 月 17 日、本当に未来の大阪を決める重要な 1 票になりますので、皆さんに 1 ヶ月間いろいろ考えていただいて、最後ご判断をしていただきたいと思います。本当に長時間どうもありがとうございました。

(司会)

説明会の終了にあたりまして、お願いとお知らせを申し上げます。本日お配りした資料はお捨てにならないよう、必ずお持ち帰りください。住民投票は5月17日曜日です。大切な1票ですので、必ず投票してください。住民説明会は他の会場の説明会もYouTubeでのネット中継録画、及び全区役所でも中継しています。もう一度聞きたい、他の会場の質疑内容もご覧になりたいという方はそちらもご利用ください。

それでは本日はこれをもって特別区設置協定書についての住民説明会を終了いたします。傘などお忘れ物のないようスタッフの誘導にしたがってご退場をお願いします。なお、特別区設置協定書に関する質問用紙につきましては、当会館の出口付近にご用意いたしておりますので、よろしく願いをいたします。長時間ありがとうございました。